



議題 2

報道機関 各位

記者発表資料

平成23年7月25日(月)

問い合わせ先：政策局都市経営戦略室

担当：大西・有山・高橋

電話：829-1064

内線：2136

平成24年度国の施策・予算に対する提案・要望について

さいたま市では、市が直面している重要な政策課題のうち、市単独では解決が困難であり、国の理解と協力が必要な重要課題等について具体的な提案や要望を取りまとめ、平成15年度から国に対し、提案・要望を行っています。

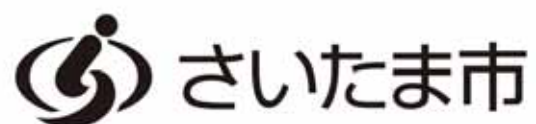
本年度も、「平成24年度国の施策・予算に対する提案・要望書」を作成し、民主党埼玉県総支部連合会に提出します。

また、7月27日(水)には、清水勇人市長によるさいたま市選出国会議員に対する「平成24年度国の施策・予算に対する提案・要望説明会」を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

- 1 日 時 平成23年7月27日(水) 午前8時00分から9時00分
- 2 会 場 都市センターホテル 5階 「スバル」
東京都千代田区平河町2-4-1
- 3 主な提案・要望事項 東日本大震災を踏まえた防災対策等に関する事項
 - ・防災対策に対する財政措置
 - ・福島原発事故による放射能汚染への対応 など
 - 地域主権改革の推進と社会保障等における国の責任の明確化に関する事項
 - ・地域主権改革の断行
 - ・社会保障と税の一体改革
 - ・生活保護制度の再構築 など
 - さいたま市の個別事項
 - ・高速鉄道東京7号線の延伸促進
 - ・埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 など
- 4 開催方式 説明会は報道関係者へ公開します。
- 5 出席依頼先 (衆議院) 武正公一議員、枝野幸男議員、高山智司議員
(参議院) 行田邦子議員、古川俊治議員、山根隆治議員、
関口昌一議員、西田実仁議員、大野元裕議員
- 6 市出席者 市長、要望関係局長

平成24年度
国の施策・予算に対する提案・要望

平成23年7月



平成24年度国の施策・予算に対する提案・要望

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さいたま市は、新たな時代を切り拓くため、「子どもが輝く“絆”で結ばれたまち」を目指し、「徹底した行財政改革」と「生産性の高い都市経営」により、市民一人ひとりが、しあわせを実感できるまちづくりを進めています。

現在、我が国は多くの課題に直面しております。少子高齢化、人口減少社会、新興国の台頭に伴う食料・エネルギー問題等、国家の基礎とも言える部分が大きく変化しようとしております。

さらに、この3月11日に発生した東日本大震災は、一瞬にして多くの尊い人命が奪われ、人々が長年の歳月をかけて築きあげてきた街や家屋も瓦れきの山と化し、更には過去に例のない原子力発電所の大事故も併発し、人々の幸せをいとも簡単に崩壊させてしまった震災となりました。

このような国家的危機からの復旧・復興に向けて、さいたま市としても「心はひとつ、ともに明日へ」をキャッチフレーズに被災地の支援に取り組んでおりますが、今回の震災からの復旧・復興、そして今後の震災に備えた防災対策の充実には、国としても全力を挙げて取り組む必要があると考えております。

本提案・要望書は、震災対策をはじめ、本市のさまざまな取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、ご検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、今後の施策の展開に当たり、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、さいたま市の提案・要望の実現について、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

さいたま市長 清水 勇人



目次

1. 東日本大震災を踏まえた防災対策等

防 災			
重点	新規	1 防災対策に対する財政措置	1
重点	新規	2 大規模災害への対応策等	7
被 災 者 支 援			
重点	新規	3 被災地支援に対する財政措置	9
放 射 性 物 質			
重点	新規	4 福島原発事故による放射能汚染への対応	10
重点	新規	5 下水の放射性物質を含む汚泥の処理	12
エ ネ ル ギ ー 対 策			
重点	新規	6 総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	13
経 済 対 策			
重点	新規	7 地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築	19

2. 地域主権改革の推進と社会保障等における国の責任の明確化

地 方 の 自 由 度 の 拡 大			
重点		8 地域主権改革の断行	20
重点		9 新たな大都市制度「特別自治市」の創設	22
重点	新規	10 社会保障と税の一体改革	23
重点		11 地方財源の充実	24
		12 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	25
全国一律の施策に係る地方負担の廃止等			
重点		13 子ども手当の全額国費による実施	27
		14 育児休業給付金給付率の引上げ	28
	新規	15 生活保護制度の再構築	30
		16 国民健康保険財政の確立	33
		17 高齢者のための新たな医療制度の構築	35
		18 介護保険制度の拡充	38
		19 予防接種制度の拡充及び財源確保	40
		20 新型インフルエンザ対策	42
		21 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し	44

3. 個別事項

重点		22 高速鉄道東京7号線の延伸促進	45
重点	新規	23 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進	48
		24 国民保護の推進	50
		25 消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充	52
		26 義務教育施設等の整備・改修の促進	54
		27 スポーツに関する施策の充実・強化	56
		28 循環型社会の構築に向けて	57
		29 緑地を保全する制度の拡充	62
	新規	30 市街地整備事業に係る国庫補助金の確保	65

目次（省庁別）

内閣官房

6	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	13
24	国民保護の推進	50

内閣府

1	防災対策に対する財政措置	1
4	福島原発事故による放射能汚染への対応	10
7	地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築	19
8	地域主権改革の断行	20
9	新たな大都市制度「特別自治市」の創設	22
13	子ども手当の全額国費による実施	27
14	育児休業給付金給付率の引上げ	28

総務省（消防庁）

1	防災対策に対する財政措置	1
2	大規模災害への対応策等	7
3	被災地支援に対する財政措置	9
8	地域主権改革の断行	20
9	新たな大都市制度「特別自治市」の創設	22
10	社会保障と税の一体改革	23
11	地方財源の充実	24
12	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	25
13	子ども手当の全額国費による実施	27
24	国民保護の推進	50
25	消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充	52
27	スポーツに関する施策の充実・強化	56

財務省

10	社会保障と税の一体改革	23
11	地方財源の充実	24
12	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	25
13	子ども手当の全額国費による実施	27
14	育児休業給付金給付率の引上げ	28
29	緑地を保全する制度の拡充	62

文部科学省

1	防災対策に対する財政措置	1
4	福島原発事故による放射能汚染への対応	10
12	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	25
21	公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し	44
26	義務教育施設等の整備・改修の促進	54
27	スポーツに関する施策の充実・強化	56

目次（省庁別）

厚生労働省

1	防災対策に対する財政措置	……	1
3	被災地支援に対する財政措置	……	9
4	福島原発事故による放射能汚染への対応	……	10
10	社会保障と税の一体改革	……	23
13	子ども手当の全額国費による実施	……	27
14	育児休業給付金給付率の引上げ	……	28
15	生活保護制度の再構築	……	30
16	国民健康保険財政の確立	……	33
17	高齢者のための新たな医療制度の構築	……	35
18	介護保険制度の拡充	……	38
19	予防接種制度の拡充及び財源確保	……	40
20	新型インフルエンザ対策	……	42
23	埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進	……	48

農林水産省

4	福島原発事故による放射能汚染への対応	……	10
---	--------------------	----	----

経済産業省

4	福島原発事故による放射能汚染への対応	……	10
5	下水の放射性物質を含む汚泥の処理	……	12
6	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	……	13
28	循環型社会の構築に向けて	……	57

国土交通省

1	防災対策に対する財政措置	……	1
5	下水の放射性物質を含む汚泥の処理	……	12
6	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	……	13
22	高速鉄道東京7号線の延伸促進	……	45
29	緑地を保全する制度の拡充	……	62
30	市街地整備事業に係る国庫補助金の確保	……	65

環境省

4	福島原発事故による放射能汚染への対応	……	10
5	下水の放射性物質を含む汚泥の処理	……	12
6	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	……	13
28	循環型社会の構築に向けて	……	57

警察庁

6	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の早期指定と支援措置の充実	……	13
---	---------------------------------------	----	----

東日本大震災を踏まえた防災対策等

1 . 防災対策に対する財政措置

〔内閣府・総務省消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 学校施設における防災機能の充実・強化を図るため、IS値が0.3以上と判定された施設の耐震化についても、IS値が0.3未満の施設の耐震化と同等の財政措置を講ずるとともに、地方公共団体が計画する事業量に見合う財源を確保すること
- 2 上下水道施設等市有建築物の耐震化並びに民間建築物に対する耐震補強等について、必要な事業費に対する財政措置の拡充を図ること
- 3 帰宅困難者の対策として、企業に対する備蓄等の義務化と一時的な避難所の確保に向けた制度の創設及び積極的な支援を行うこと
- 4 災害時の情報通信基盤の強化のため、防災行政無線及び消防救急無線通信補助設備に係る改修基準の策定及び財政措置の拡充を図ること

【背景・理由】

- ・ 東北・関東地方を襲った「東日本大震災」は、日本国内観測史上最大規模となる地震、それに伴う津波、さらには、福島原子力発電所の事故など、戦後最大の未曾有の大災害となった。
- ・ さいたま市は、これまでも「災害に強いまちづくり」を目指し、市有建築物の耐震化を前倒しして実施するなど、減災に努めてきた。
- ・ 震災当日も震度6以上の直下地震を想定した地域防災計画に基づき対応したが、鉄道事業者（JR）による駅の閉鎖や、鉄道高架上で緊急停止した新幹線の乗客の避難所受入れなど、「帰宅困難者」についての課題、また、避難場所でもある一部の学校での損壊といった「安心安全な避難場所」の確保など、従前の地域防災計画の想定外の課題が発生した。

- ・また、固定電話やFAXといった通信手段は輻輳により利用できず、災害対策本部と避難所との連絡が取れないなど、応急対応に不可欠な迅速で的確な情報收受が行えない事態も発生した。
- ・今後も首都直下型地震の発生が予測されており、これらの課題の解決は極めて重要かつ急務であり、国の強いリーダーシップによる対策・支援の一層の充実強化を要望する。

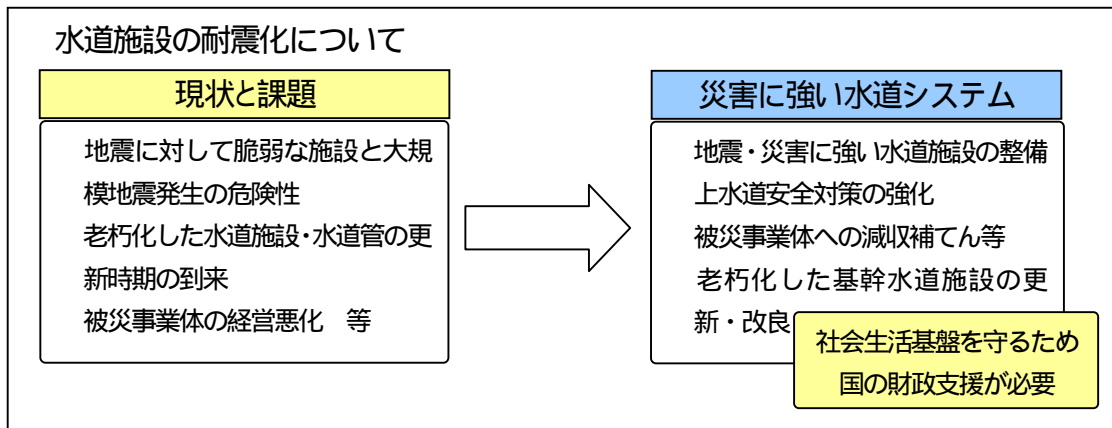
1 学校施設の耐震化について

- ・学校施設の耐震化は、子どもの命の安全を守ることであるとともに、災害時に地域住民等が安心・安全に避難できる防災拠点確保することであることから、学校施設の安全性を確保することが極めて重要かつ急務である。
- ・本市は、当初の計画を前倒しし、平成24年度末までに学校施設の耐震化をすべて完了させるべく事業を進めているが、今後耐震化を実施する施設の約71%、114棟がIS値0.3以上であることから、地方負担を軽減し、早期の耐震化を目指すためにもIS値0.3以上の耐震化についてもIS値0.3未満の耐震化補助と同等にかさ上げするよう要望する。
- ・また、学校施設の耐震化が完了し、地震時に学校施設が損壊しないとしても、天井板や照明器具の落下、本棚、窓ガラスなどの転倒・落下などいわゆる非構造部材による被害も想定されている。
- ・国もその対策の重要性については指摘していることから、非構造部材の耐震化推進に対する財政支援を拡充するよう要望する。

2 上下水道施設、市有建築物、民間建築物の耐震化

(水道施設)

- ・水道は、市民生活と都市活動を支えるライフラインであり、常に安全な水道水を安定して供給することは国の責務であり、水道施設の災害対策を国策として強力に推し進めるべきである。
- ・本市においても、「さいたま市水道事業中期経営計画」に災害対策を位置付け、水道の基幹施設である浄・配水場、水道管などの耐震化等を進めているところではあるが、その災害対策事業に要する事業費は莫大であり、現状の国の補助制度では水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいことから、基幹水道構造物の耐震化事業をはじめとする緊急時給水拠点確保事業費補助の拡充を要望する。



(下水道施設)

- ・ 下水道施設は、施設の大半が地下に埋設されており、地震の被害状況を早急に把握しにくい面がある。地震により下水道施設が被害を受けた場合、排水不良等による公衆衛生問題が生じ、市民の健康に甚大な影響を与えることとなる。また、マンホールの突出や道路の陥没などによる交通障害が発生することが想定される。
- ・ そうしたことから、本市では、平成19年度に「さいたま市下水道地震対策緊急整備計画」を策定し、管渠やポンプ場の耐震化を実施しているところである。
- ・ しかし、高度経済成長期以降に大量に整備された管渠などの下水道施設の耐震化はほとんどが進んでいない状況にある。
- ・ 今後も、首都直下型地震の発生が予測されており、老朽化施設の改築、更新、耐震化を進め、減災に向けて取り組むことは急務であるが、その事業費は莫大であり、下水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいため、下水道施設の耐震化補助対象の拡充など、国の強力な支援を要望する。

■年度別の管路施設整備延長



(市有建築物)

- ・ 公共建築物については、多くの市民が日常的に使用することから、利用者の安全確保の面、また、災害時には避難場所や災害対策本部・支部などの応急活動の拠点として活用されることから、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組む必要がある。
- ・ 本市では、市有建築物耐震化計画を策定し、平成27年度までに耐震化100%を目指して、公共建築物の耐震化を鋭意進めているところであるが、より強力に公共建築物の耐震化を進め、市民の安心・安全を確保するため、市有建築物の耐震化工事に対する補助制度の拡充など、国の強力な支援を要望する。

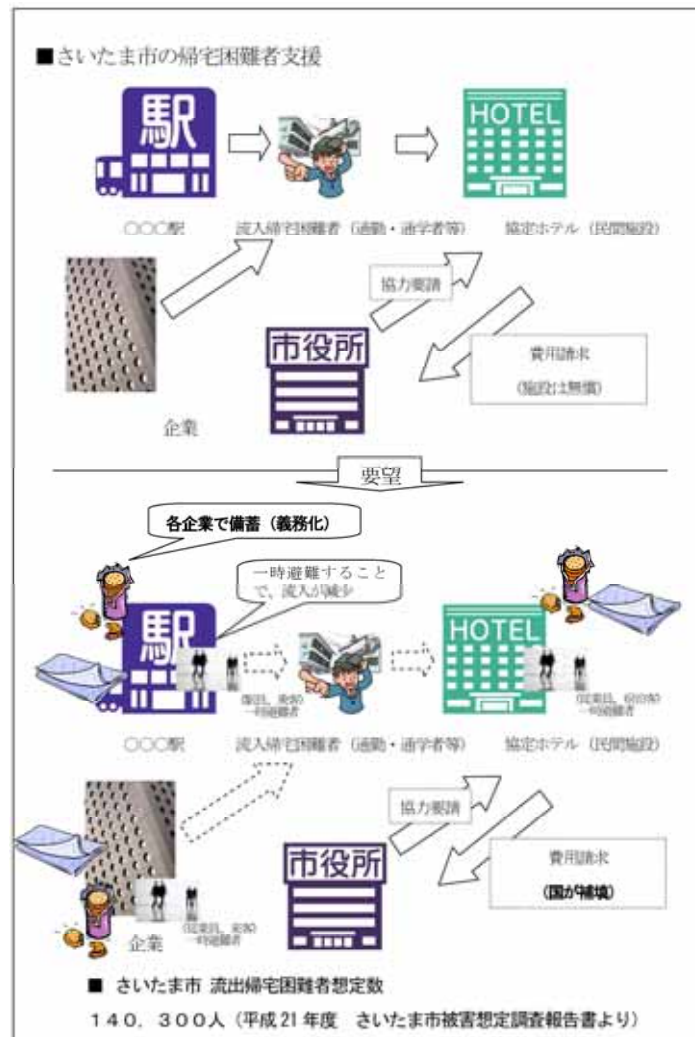
(民間建築物)

- ・ 本市では、民間建築物に対する耐震補強等助成事業として、福祉施設や幼稚園・保育所、自治会館など公益性の高い建築物に対し、規模や構造等の要件を設けず補助を実施している。
- ・ 一方、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率90%達成を目標として掲げていながら、国の社会資本整備総合交付金交付要綱では、住宅以外の建築物の耐震補強や建替えなどの耐震化工事に対して、規模及び構造に関する補助要件が規定されている。
- ・ 耐震化工事に対する補助要件を設けることが、既存建築物の耐震化の促進を損ねる要因となっていることから、補助要件を撤廃するとともに、補助制度のさらなる拡充を要望する。

3 帰宅困難者対策について

- ・ 本市では、帰宅困難者の対策として、避難所を設置するため、駅周辺ホテル等と施設の提供等について協定を締結している。しかし、帰宅困難者への支援は、広域的な支援体制が必要であり、一地方自治体の取組では帰宅困難者全体としての効果は薄く、国が積極的に取り組むことが極めて重要である。
- ・ また、近年、震災時はすぐに避難するのではなく、施設内にとどまることや、外出時は近場の安全な施設内に逃げ込むことが望ましいとされていることから、企業など民間施設が自社の従業員のみならず、周辺で発生する帰宅困難者に対する備蓄などの対応を義務化することで、一時避難所として確保することができる。
- ・ しかし、民間施設の利用には相当の費用負担が発生するため、災害対策基本法による企業への義務化や、災害救助法に定める避難所の設置の費

用負担に対する基準の適否や見直しなど、国の強いリーダーシップによる支援対策を一層充実・強化する必要がある。



4 災害時の情報通信基盤の強化について

- ・ 災害時には、迅速かつ的確な情報伝達が重要であるため、防災行政無線のデジタル化の促進と消防救急無線通信補助設備についての対策は必須である。
- ・ 本市の防災行政無線は、現在アナログ方式の400MHz帯移動系無線であり、使用できるチャンネルが限られ、機能等も不十分であるため、データ通信、双方向通話、複数チャンネル使用が可能な260MHz帯デジタル移動通信システムの導入による再構築が急務となっている。
- ・ 防災行政無線のデジタル化については、国策であることを踏まえ、交付税算入率の引き上げ等、地方自治体が事業を積極的に推進できるよう財政措置を拡充することを要望する。
- ・ また、本市には消防救急無線通信補助設備が、首都高速道路のトンネルなどに任意で12か所設置されているが、国が消防救急無線通信補助設備の設置基準の改正指針を示していないことから、デジタル化に伴い、

トンネルや地下街等で消防救急無線が使用できなくなる恐れがある。また、デジタル化改修費用についても高額となることが想定されており、円滑な改修が促進されないことが懸念される。

- ・ 国が消防救急無線通信補助設備の設置基準の改正指針を早急に示すとともに設備改修に国が補助を行う制度の創設を要望する。

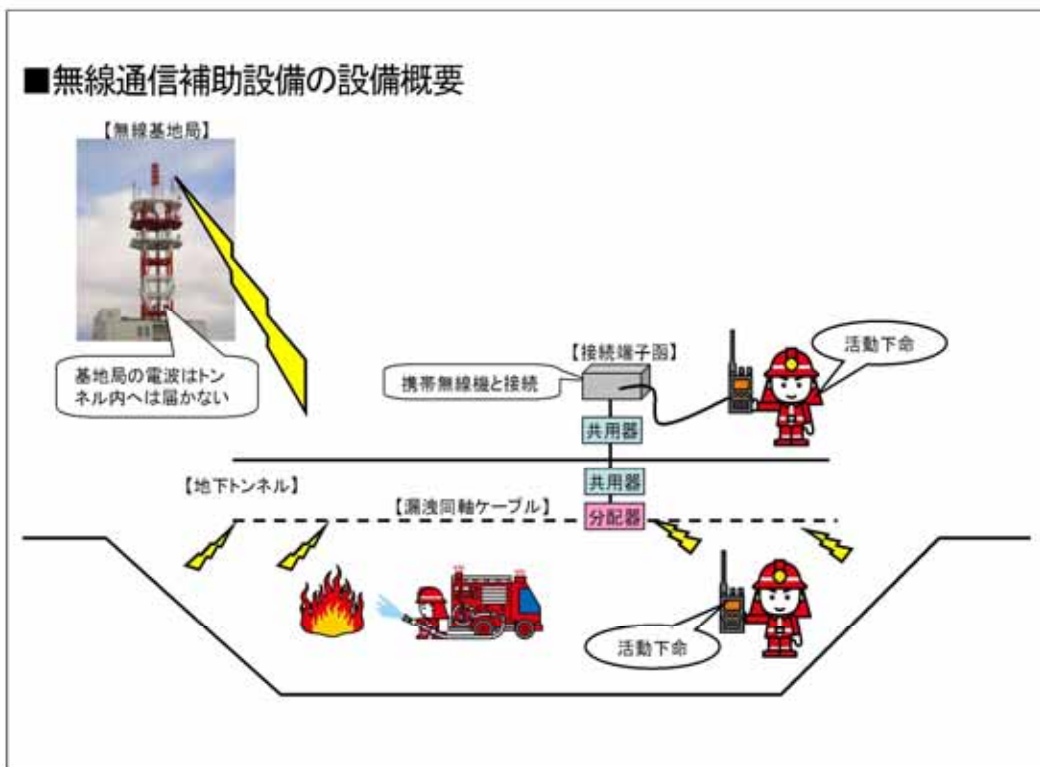
■防災行政無線のデジタル化

【現状】 **【要望】**

地方債（防災対策事業）

防災対策事業債 90% (交付税算入率 30%)	一般財源 10%
-----------------------------	-------------

⇒ 交付税算入率の引き上げ等
更なる財政措置



【担当】

- | | | | |
|----------|------------------|-------|--------------------|
| 提案要望事項 1 | [教育委員会管理部学校施設課長 | 原 修 | 048 - 829 - 1632] |
| 提案要望事項 2 | [建設局建築部建築総務課長 | 遠藤 博久 | 048 - 829 - 1535] |
| | [建設局下水道部下水道計画課長 | 小松 登 | 048 - 829 - 1562] |
| | [水道局業務部水道総務課長 | 阿津沢 彰 | 048 - 714 - 3066] |
| | [水道局給水部水道計画課長 | 川島 康弘 | 048 - 714 - 3096] |
| 提案要望事項 3 | [総務局危機管理部防災課長 | 大成 義之 | 048 - 829 - 1136] |
| 提案要望事項 4 | [消防局総務部消防企画課長 | 山岸 一也 | 048 - 833 - 9258] |

2. 大規模災害への対応策等

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 緊急消防援助隊の更なる活動能力の充実・強化を図るため、国が主体となり、大規模災害等対応型訓練施設を設置すること
- 2 緊急消防援助隊の活動に対する支援強化
 - (1) 進出拠点の確保
 - (2) 車両及び資機材の充実・強化
 - (3) 情報通信体制の充実・強化

【背景・理由】

- ・ 3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震に加え、広範囲にわたる大津波、原子力発電所における放射性物質の漏えい事故及び石油コンビナート火災を伴う大規模広域複合災害となり、多くの尊い人命と貴重な財産を一瞬にして奪った未曾有の大災害となった。
- ・ 本市では、発災直後から、消防庁長官の指示に基づき、緊急消防援助隊として被災地に部隊が出動し、消防に課せられた崇高な使命と職責のもと、被災者の救出・救護活動に全力を尽くしたところである。
- ・ 今回の大震災による経験と貴重な教訓に基づき、次の事項について、国による迅速かつ確実な措置を講じるよう強く要望するものである。

1 大規模災害等対応型訓練施設の設置に関すること

- ・ 本震災の緊急消防援助隊活動については、災害が広域であったこと、要救助者が多数であったことなどから、複数の部隊の統率を図り、統一した活動方針の下に救出・救護活動を実施する必要があった。また、原子力発電所における特殊災害対応が求められたことから、今後、緊急消防援助隊の更なる活動能力の充実・強化を図る必要があると考えるところである。
- ・ このため、国が主体となり、緊急消防援助隊の実践的な訓練施設のほか、さまざまな災害を想定した大規模災害等対応型訓練施設を早急に整備する必要がある。

2 緊急消防援助隊に係る支援の強化に関すること

(1) 進出拠点の確保

本震災においては、多数の部隊が出動したことにより、野営地の確保等に非常に苦慮したところである。また、活動が長期化したことや気候が寒冷であったことから、出動隊員の負担は非常に大きいものであった。

このため、東北地方、首都圏での活動を考慮して、進出拠点となる施設を大規模災害等対応型訓練施設の設置と併せて東日本（関東圏）へ整備する必要がある。

(2) 車両及び資機材の充実強化

本市は、地域の実情に合わせ、部隊及び車両・資機材を整備してきたところであるが、いまだ十分な整備状況とはいえない。

大規模災害時等において、早期に活動に着手するための道路啓開、瓦れきの下敷きとなっている要救助者の検索・救助を効率的に展開することができるよう、車両・資機材を国の無償貸与により整備することを要望する。

(3) 情報通信体制の充実・強化

今回の震災では、無線基地局が被災し、携帯電話も不通となるなど、緊急消防援助隊と派遣した部隊との連絡体制の確保も困難であったことから、無線基地局を臨時に設置できる車両を国が整備する必要がある。

また、国があらかじめ所要の衛星電話等を整備し、一括管理するとともに、大規模災害時にこれらを航空機等により搬送する仕組みを構築する必要がある。

【参考】

東日本大震災に係る本市の緊急消防援助隊派遣実績

・岩手県陸前高田市

3月11日から3月31日までの間、延べ248隊、867名を派遣

・福島県相馬地方

3月11日から6月6日までの間、延べ214隊、807名を派遣

・その他

福島原発に対応するため、東京電力へ消防ポンプ車を2台貸与

3 . 被災地支援に対する財政措置

〔総務省・厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 被災地支援の経費については、被災団体に求償せずに国に直接請求できるようにするとともに、国の負担割合を引き上げるなど、災害救助法の仕組みを見直すこと
- 2 被災地支援に要した経費の地方負担については、特別交付税の増額等により全額を確実に財政措置すること

【背景・理由】

- ・ 本市では、東日本大震災の発生直後から、甚大な被害を被った自治体及び住民の方々に対して、現地に赴くと同時に、救援物資を支援するなど、全力を挙げて支援を行っており、今後も長期にわたって継続的に支援活動を行っていく予定である。
- ・ 国難ともいえるべき事態であり、国における総力を挙げた対策が必要不可欠である。
- ・ 被災地支援に要した経費については、迅速な支援や被災自治体の負担軽減を図るため、支援自治体に直接支払われる仕組みを構築すべき。

【参考】

本市の主な被災地支援活動（6月時点）

- 1 . 人的支援【総経費 約9,300万円】
 - ・ 保健師等の派遣（岩手県宮古市・宮城県仙台市ほか）
 - ・ 緊急消防援助隊の派遣（福島県相馬市・岩手県陸前高田市ほか）
 - ・ 下水道復旧支援のための支援隊派遣（福島県内）
 - ・ 給水車・緊急車両等派遣（栃木県那須町・福島県郡山市ほか）など
- 2 . 物的支援【総経費 約2,300万円】 一部は特別交付税により措置済み
 - ・ 毛布、アルファ米の提供（仙台市・水戸市・福島市）
 - ・ 電気自動車（3台）の派遣、無償貸与（仙台市）
 - ・ リサイクル自転車の提供（岩手県内）
 - ・ 消防車両の貸与、無償譲渡（福島第一原発・陸前高田市ほか）など

【担当】

総務局総務部総務課長	伊藤 道夫	048-829-1080
総務局総務部法制課長	後藤 由喜雄	048-829-1082
財政局財政部財政課長	高橋 篤	048-829-1153
保健福祉局福祉部福祉総務課長	田中 一明	048-829-1250

4 . 福島原発事故による放射能汚染への対応

〔内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省〕

【提案・要望事項】

- 1 放射性物質対策に係る財政措置を講じること
- 2 大気、土壌、食品等における放射性物質等の国の基準を明確にすること
- 3 国の基準を超過した場合の対策に関する指針を早急に示すこと
- 4 国の暫定規制値を超過した放射性物質等が含まれる食品が市場に流通しないよう、国として万全の対策を講じること

【背景・理由】

- ・ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、東日本地域の広範囲に放射性物質が飛散し、今も多くの国民が不安を抱いている。
- ・ 事故発生以来、国や東京電力株式会社による国民への情報提供は迅速性を欠き、また公表内容が二転三転するなど、国民の不安を増大させる大きな要因となっていると言わざるを得ない。
- ・ 本市では、事故発生から約3ヶ月の間に1,000件を超える市民からの問合せ、要望が寄せられ、放射能汚染の状況を把握するため緊急に機器を購入したり、業者に委託して測定や検査を実施しているが、これらの対応に少なくとも約3,000万円の費用を負担している。
- ・ 今後も多額の支出が想定され、自治体にとって予算が逼迫している中でこれらの財源を確保することは非常に困難な状況であり、国や東京電力株式会社が各自治体に対する財政的補償を積極的に行うべきである。
- ・ 市民が安心して生活できる環境を確保するためには、国が、福島原発近隣地域に適用している暫定的な基準値のみならず、関東をはじめとする周辺地域において通常と変わらず安全に生活できるレベルの基準を明確に示すことが不可欠である。さらに、測定や検査の結果基準を超過した場合の対策についても、国が基本的な指針を示すべきである。
- ・ また、本年7月には市場に流通した牛肉から国の暫定規制値(1キロ当たり500ベクレル)を超える放射性セシウムが検出される事態が次々と

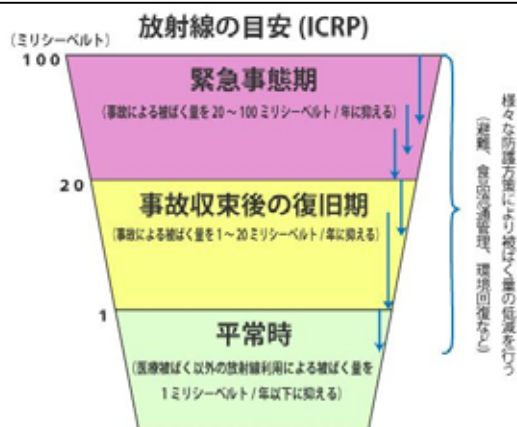
発生したことにより、市民の「食の安全」に対する不安は一層強まり、学校や保育園の給食の安全性に対し、不安の声が多く寄せられている。

- ・ 国は、こうした市民の「食の安全」に対する不安を払拭するためにも、国の暫定規制値を超える放射性物質等が含まれる食品が決して流通しないよう、早急に万全の対策を講じることを要求する。
- ・ また、検査結果を迅速に公表し、市民の「食の安全」に対する不安の解消に努めていくことを併せて要求する。

【参考】

- ・ 現在、校庭における空間放射線量が1時間当たり3.8マイクロシーベルト（年間で20ミリシーベルト）を超えた場合、校庭の利用を1日1時間以内に制限するとしているが、1時間当たり3.8マイクロシーベルトは高すぎるとの批判の声が多数上がっている。
- ・ 1時間当たり1マイクロシーベルトを超えた場合は、校庭表土の除去費用を国が負担するとしている。（東日本の1都15県が対象）

国際放射線防護委員会（ICRP）は、平常時の一般公衆の線量限度として年間1ミリシーベルト以下という数値を勧告している。



- ・ 本市のこれまでの放射能汚染関連支出約3,000万円の内訳
 1. 放射性物質測定機器購入（水道局） 1,800万円
 2. 環境放射線測定器購入（環境局） 450万円
 3. 地下水検査委託（水道局） 450万円
 4. その他測定・検査委託等（学校、プール、公園等）300万円

【担当】

環境局環境共生部環境対策課長	新井 仁	048-829-1332
保健福祉局保健部食品安全推進課長	三木 朗	048-829-1300
子ども未来局保育部保育課長	金子 博志	048-829-1863
経済局経済部農業政策課長	中村 栄	048-829-1373
教育委員会学校教育部健康教育課長	新井 英人	048-829-1675

5 . 下水の放射性物質を含む汚泥の処理

〔経済産業省・国土交通省・環境省〕

【提案・要望事項】

放射性物質を含む下水汚泥等の資源化及び処理方法について、具体的な処分方法を示すなど、実際に処理が進むような取組みを行うこと

【背景・理由】

- ・ 東京電力福島第1原子力発電所において発生した事故から放出された放射性物質が下水汚泥から検出されたことにより、従来汚泥をセメント原料として資源化していたセメント会社において、クリアランスレベル以下（100 Bq/kg以下）の汚泥でなければ受け入れられないとして、本市の汚泥の受け入れを停止している。
- ・ 国は、8,000 Bq/kg以下の汚泥は埋め立て処分は可能であるとの指針を発表したが、汚染された汚泥の埋立てに対し市民の理解を得ることは困難であり、行き場のない汚泥は処理センター施設内に保管する以外に方法はない状況となっている。
- ・ しかし、処理センター施設内で保管できる汚泥は9月上旬には許容量の超過となり、今後、国から放射能を含む下水汚泥の取扱い基準や対応策が明確に示され、民間業者による資源化が開始されなければ、処分先の確保ができず、市民生活に大きな支障が生じる恐れもある。
- ・ 国は、セメント業界等に対し、下水汚泥の受入れ基準の緩和措置についての安全性を十分に説明し、セメント業界に汚泥受入れを再開させること。
- ・ また、基準を超える放射性物質を含む汚泥の処分については、国で最終処分場を確保するなど、具体的な処分方法を早急に示すことを要望する。

【参考】

1. 脱水汚泥の測定結果単位

(Bq / kg)

採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
5月12日	357	511	562
6月1日	49	450	514
6月15日	不検出	314	336
6月29日	不検出	362	350

〔担当：建設局下水道部下水処理センター所長 吉村 光史 048-643-4302〕

6. 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の 早期指定と支援措置の充実

〔内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁〕

【提案・要望事項】

- 1 6月22日に成立した総合特別区域法に基づき、速やかに総合特別区域基本方針を策定するとともに、本市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」について早期の指定を行うこと
- 2 総合特区に関する規制について、特区指定後は速やかに特例措置を講じるとともに、税制上、財政上、金融上の支援措置についても、更なる拡充を図ること
- 3 E-KIZUNA サミットからの提言の内容について早期実現を図ること

【背景・理由】

- ・ 運輸部門のCO₂排出量が約3割を占めるさいたま市では、地球温暖化問題における運輸部門対策として電気自動車（EV）の普及が最も有効な手段の1つと考え、平成21年度からEVの普及を推進するためのプロジェクトとして「E-KIZUNA Project」を推進し、平成22年度には20自治体首脳からなる「E-KIZUNAサミット」から国に提言を行ったところである。
- ・ 日本の基幹産業である自動車産業は、重層的かつ裾野が広く、製造・販売・整備など多くの関連企業があり、多くの雇用にも繋がっていることから、これからの自動車産業を担う次世代自動車の普及は、東日本大震災により痛手を受けた日本経済の復興にも資するものと考えられる。
- ・ 東日本大震災後の電力不足が懸念される中、エネルギーセキュリティーの取組が必要不可欠であるが、さいたま市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指している。
- ・ 本市では、「エネルギー創って減らす」機器設置補助制度を7月に創設し、率先的に家庭用蓄電池や、コージェネレーションシステム、省エネルギー機器などの普及に努めているところである。

1 特区の速やかな指定

- ・さいたま市が申請予定の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指すなど、東日本大震災後のエネルギー政策にも深く寄与するものであるため、早期の特区指定を要望する。

2 特区の特例制度等の仕組みづくりと支援措置の充実

- (1) 「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、下記のような税制上、財政上、金融上の支援措置を図るよう要望する。

中小企業における充電設備の設置促進を図るための低利融資

常用家庭用蓄電池、停電対応型常用家庭用発電機・燃料電池の設置補助
常用業務用蓄電池、常用停電対応型業務用発電機・燃料電池の設置に対する無利子又は低利融資

業務用スマートメーター設置に対する無利子又は低利融資

業務用施設への太陽光発電設備設置に対する無利子又は低利融資

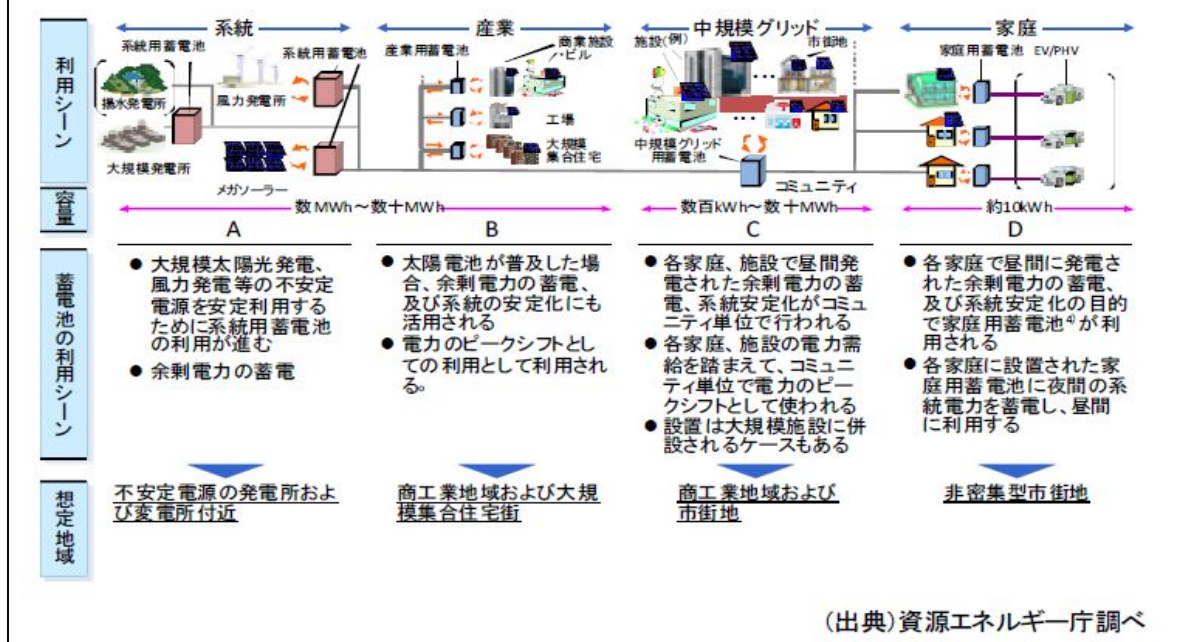
E V充電設備設置に係る固定資産税の減免措置の復活

水素・可燃性天然ガスの充填設備に係る固定資産税の減免措置の延長(現行制度は平成23年度まで)

- ・なお、本市は、平成23年度6月市議会において、補正予算で措置し、蓄電池やコージェネレーションなど省エネに効果がある機器を設置する市民への補助制度を創設している。
 - ・また、発電機・燃料電池の使用、売電等に関する特例措置の創設やE Vの専用ナンバー制度等の管理体系の創設、天然ガス・水素の充填施設等に係る規制緩和等についても、速やかな対応を要望する。
- (2) 定置型蓄電池の導入促進に必要な仕組みづくり
- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーの弱点である不安定さを補え、負荷の平準化や系統の負担軽減にも寄与する蓄電池は、早期の普及が必須となっている。しかし、家庭用などの定置型蓄電池については、規格や安全基準が定まっていないため、製品の信頼性が担保されていない。
 - ・また、現在、第177回通常国会にて審議中の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)」は、住宅用太陽光発電を含め、事業者に一定期間の全量固定額買取を義務付ける内容となっている。大規模に不安定電源を系統連系することによる、系統の周波数や電圧の変動など品質の低下を防ぐためにも、蓄電池を活用した安定供給が必須であると考え、現在は蓄電池から逆潮流は電力会社が認めていないため、普及の妨げとなっている。蓄電池を、市民が安心して進んで設置できるよう、規格や安全基準の早期制定と、系統連系を可能とする仕組みづくりを要望する。

蓄電池の利用イメージ

電力貯蔵用蓄電池の利用シーン及び想定地域



(3) 太陽光発電等における買取制度のあり方について

- 全量買取制度のあり方については、平成23年2月の「新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会報告書」において、本来、工場・事業所用、発電事業用の発電設備については全量買取、住宅用については余剰分買取と示されているが、先にも触れた現在審議中の法案（閣法第51号）では、当面の間は住宅用についても全量固定額買取を行う内容となっている。
- 本市が提案している「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、経済・産業用には系統電力による安定的な電力確保が必要不可欠である一方、家庭・住宅については貯めて効率的に地域で利用する「地産地消」が、低炭素化と災害に強い都市に必須と考えており、余剰分をピーク時などに限り買い取ることで、貯めて使うことに対するインセンティブを仕組みとして構築することを、中長期的な視点から要望する。
- なお、併せて、制度の構築に当たって格差を生むことのないよう、エネルギーに関しても新しい公共の「自助」と「共助」の考えに基づき、つくった電気を数軒から数十軒単位で融通し合い、災害等による停電時にも、地域が自立してライフラインの復旧まで、安全・安心に生活できる仕組みづくりを「公助」として要望する。

現在の買取制度

家庭で作られた電力のうち自宅で使わないで余った電力を、1キロワット時当たり42円で10年間電力会社に売ることができる。



資料：資源エネルギー庁 HP

3 「動く蓄電池」としても有効なEVの早期普及のため、E-KIZUNAサミット参加20自治体首脳総意による提言の早期実施

- ・本市の特区提案では、EVなどの次世代自動車や、多様なモビリティがベストミックスな状態で共存することが、低炭素化のみならず災害時などの移動・輸送手段の確保に必須であると考え、特にEVは「動く蓄電池」としての活用について、「E-KIZUNA Project協定」を締結し普及を協働して進めているメーカー各社に、以前から直接働きかけてきた。
- ・また、同時にEVの普及は本市単独で進めるのではなく、多くの都市や企業と連携して進めることが大切であるとの認識のもと、本市主催で20自治体首脳や10の企業首脳によるサミット・フォーラムを開催し、情報や意見を共有し我が国の成長戦略の一翼を担う、国を挙げた取組とすることを目指している。
- ・サミットからは、参加全自治体首脳の総意としての提言をこれまで2回国に行っており、提言内容の早期実現を要望する。



(1) EVユーザーに対するインセンティブの付与

- ・高速道路など、自動車専用道路における通行料金の時限的減免や、サービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)等の休憩施設における「充電可能なEV専用駐車枠」の確保など、EVユーザーにインセンティブを付与することを要望する。

(2) 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進

- ・E-KIZUNAサミット参加20自治体は、普通充電器の面的整備や、主要道路の周辺施設へ急速充電器の整備など、率先して「充電セーフティネット」の構築に努めているが、国においても、国が所管する自動車専用道路への急速充電器の整備と、ドライバーに認識しやすい案内表示の設置を促進することを要望する。



(3) EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供

- ・現在、官民が独自に行っているEVに関する研究や実験の成果は、各々が個別に保有している状況にある。EVやEVに関連する技術情報、知見等については、国家的な産業育成や雇用醸成の視点に基づき、国で一元的に収集し、必要に応じてパテント等の買い上げも含め、権利関係を整理した上で、国の知的財産として国内企業に無償提供するシステムを構築することを要望する。

(4) 電気モーター・電池式移動手段に対する専用ナンバーとわかりやすい仕組みの創設

- ・排気のないEVなどは排気量による区分に適さず、今後は、超小型電動モビリティなども増加することが想定されている。「電気モーター(電動機)で駆動する電池式の移動手段」を新たなカテゴリーに分類、専用ナンバーを創設し、誰からも税制、車両検査、交通法規等の適用がわかりやすい仕組みにすることを要望する。

(5) 公共交通へのEV導入の促進

- ・走行距離が長いバスやタクシーなどの公共交通は、環境負荷低減効果も大きいことから、公共交通事業者への継続的・積極的な導入支援を要望する。



7. 地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築

〔内閣府〕

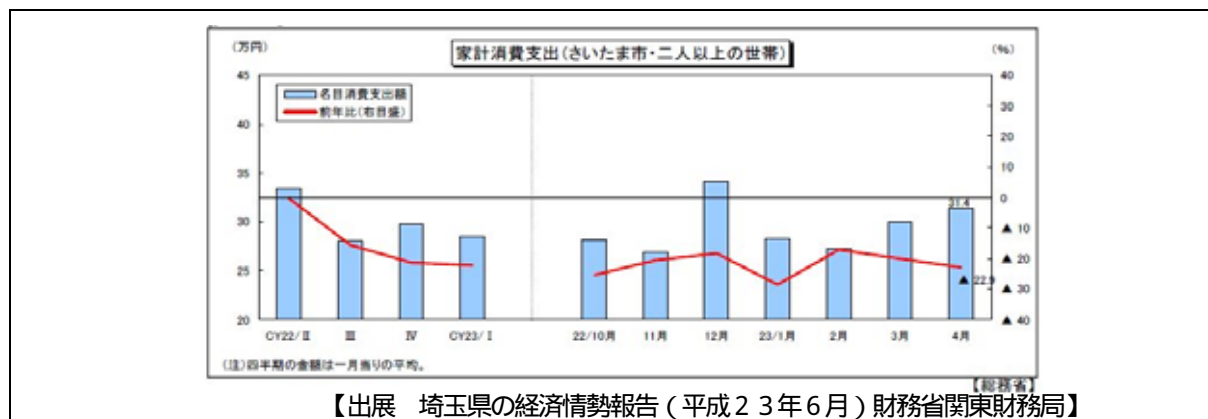
【提案・要望事項】

東日本大震災後の沈滞化した地域経済の回復及び中長期的な安定化を図るため、国として経済対策を実施すること。その際に地方公共団体が実情に応じた地域経済の活性化策を講じることができるよう、自由度の高い交付金を盛り込むこと

【背景・理由】

- 東日本大震災の影響により、上向きかけた経済情勢が再び沈滞化し、国民生活や経済活動に影響を与えている。また、原発事故による電力供給不足から15%の節電対策を義務付けられたことは経済活動にも影響を与えており、電力供給不足は今後も改善される見通しは立っていない。
- 本市でも震災の影響による個人消費が低下し、商業者においては売上げの減少など市内経済の衰退が危惧される状況にあり、地域経済団体から地域経済活性化に対する緊急要望が出されるなど、実情に応じた対策を講ずることが急務になっている。
- 本市においては、平成21年度には「地域活性化・生活対策臨時交付金」、平成22年度には「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、地域経済の活性化に努めてきた。今般の震災後の地域経済の中長期的な安定化には、更なる対策を講じる必要があるため、国として経済対策を実施するとともに、自由度の高い交付金を配分することで地方公共団体が実情に応じた地域経済の活性化策を講じることが可能となる。

【参考】



〔担当：経済局経済部商工振興課長 宮原 亮 048-829 1364〕

地域主権改革の推進と社会保障等
における国の責任の明確化

8 . 地域主権改革の断行

〔内閣府・総務省〕

【提案・要望事項】

指定都市への更なる事務・権限の移譲を図るなど、地域主権改革を大胆かつ着実に進めること

- 1 基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの更なる見直しを進めるため、いわゆる「第2次一括法案」を早期に成立させること。また、「第1次一括法」により条例に委任された施設・公物設置管理の基準等に関して、早急に政省令を制定すること
- 2 国の出先機関については、質・量ともに不十分な自己仕分けを前提とせず、地方が強く移譲を求めている事務について、早急に移管に伴う協議を進めること
- 3 地域自主戦略交付金については、平成24年度から指定都市に対する投資補助金を対象にするとともに、交付金化に伴う総額の削減や財政力による補正を行わないこと。また、都道府県での実施状況を踏まえ、手続きの簡素化や自由度の拡大等の改善を行うこと
- 4 「国と地方の協議の場」に指定都市の代表を加えること。また、大都市制度の検討に当たっては、分科会の設置等により、指定都市と実質的な協議を行うこと

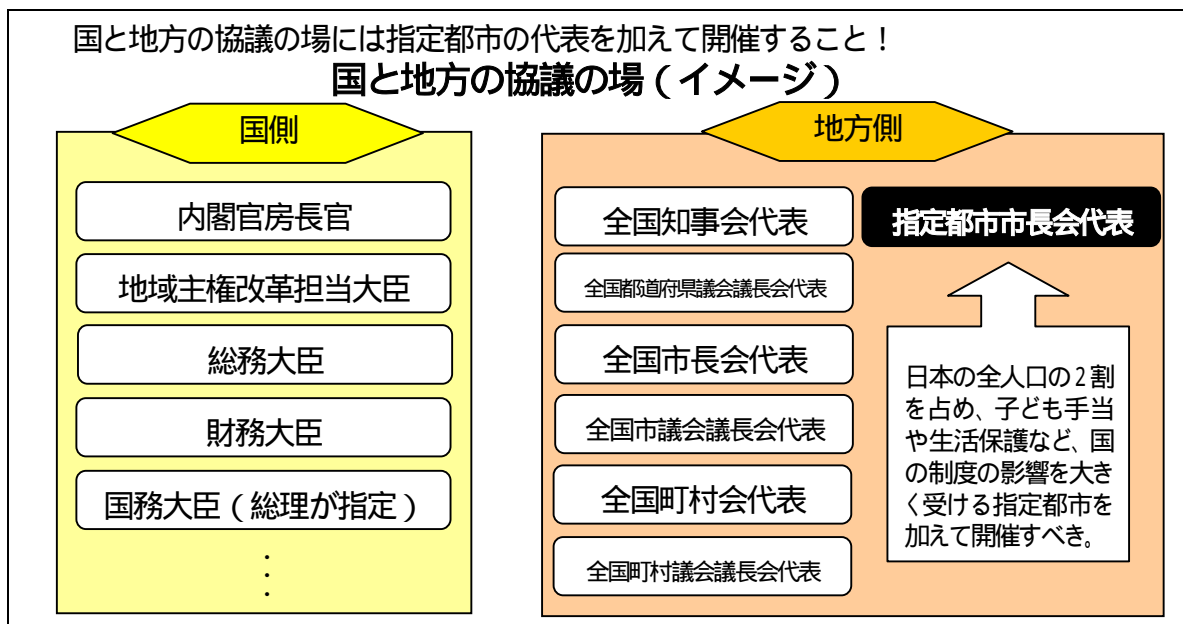
【背景・理由】

- ・地域主権改革を進めていく際には、「補完性の原則」に基づき、国と地方の役割分担を大胆に見直し、権限移譲を進めるとともに、税源移譲により確実に必要な財源を充実させ、地方の自由度を大幅に高めることが大前提である。
- ・去る4月28日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「第1次一括法」）が成立し、義務付け・枠付けの見直しが一定程度進んだところであるが、地

域主権戦略大綱を踏まえ、基礎的自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しを更に進めるため、「第2次一括法案」の早期成立が必要不可欠である。

- ・また、第1次一括法により条例委任された基準は、法律上国の基準を踏まえて作成することとされており、現時点でその政省令の多くが示されていない。十分な時間的余裕をもって条例案の検討、住民意見の反映や議会における議論が行えるよう、早期に国の基準を示すとともに、基準の算定根拠や考え方等について詳細を示す必要がある。
- ・「国の出先機関の原則廃止」については、昨年12月に閣議決定されたアクション・プランに基づき、関係府省の自己仕分けを参考に検討が進められているが、地方の自由度拡大や二重行政の解消といった観点からは、自己仕分けの結果は質・量ともに極めて不十分である。このため、地域主権戦略会議が主体となって出先機関の事務・権限の廃止を強力に進めるべきである。
- ・「地域自主戦略交付金」の創設に際して、直轄事業よりも地方向け投資補助金の削減率が大きく、都道府県では対応に苦慮している。このため、平成24年度以降の市町村への対象拡大に際しては、総額を確保した上で、地方の自由度拡大につながる改善を行う必要がある。なお、地域自主戦略交付金については、あくまでも本格的な税源移譲までの過渡的な措置との前提で制度設計をされたい。
- ・「国と地方の協議の場」については、子ども手当や生活保護等の国の制度の影響が大きい指定都市の代表を協議に加える必要がある。

【参考】



〔担当：政策局都市経営戦略室副参事 藤澤 英之 048-829-1063〕

9 . 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

〔内閣府・総務省〕

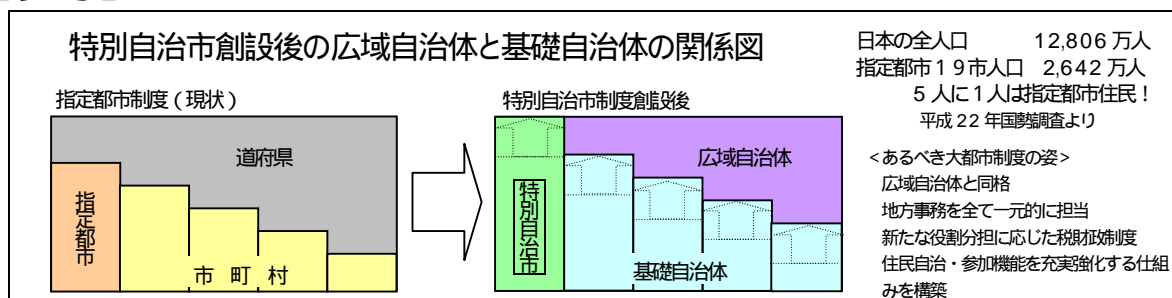
【提案・要望事項】

新たな大都市制度である「特別自治市」を創設し、必要な権限と財源の移譲を行うこと

【背景・理由】

- ・さいたま市は、平成13年5月に誕生し、平成15年4月に指定都市に移行した。
- ・しかしながら、現行の指定都市制度は、市に道府県の権限の一部を取り扱わせる特例を積み重ねることによって成り立ってきた制度であり、一般の市町村と同一の制度が適用されていることなどから、結果として国や道府県の関与が依然として残る極めて不十分な制度となっている。
- ・行政は、住民により身近なところで行われるべきという基礎自治体優先の原則に基づき、大都市が総合的・一体的に行政を担い、迅速かつ効果的な施策を展開できるよう、現行の制度を一新する大都市制度として「特別自治市」を創設することを要望する。
- ・なお、「特別自治市」の創設に当たっては、大都市による自主的かつ自立的な行財政運営を確立するために、権限と財源の一体的な移譲を行うことが前提となる。
- ・また、制度設計に当たっては、本市をはじめとする指定都市の実情及び意向を十分に確認しながら、地方行財政検討会議等において議論を進めていくこと。

【参考】



〔担当：政策局都市経営戦略室副参事 藤澤 英之 048-829-1063〕

10. 社会保障と税の一体改革

〔総務省・財務省・厚生労働省〕

【提案・要望事項】

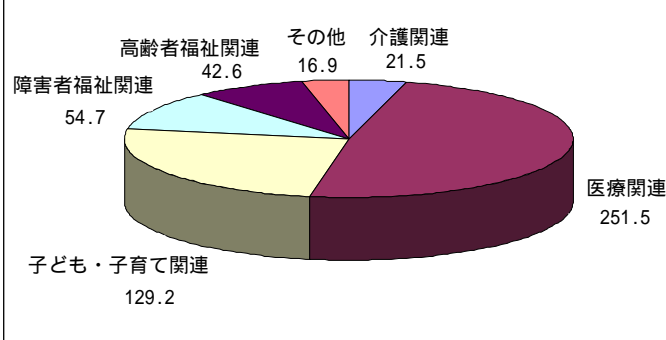
社会保障給付において、地方が重要な役割を果たしていることを踏まえ、国・地方を通じた全体像の把握に努めるとともに、安定した財源が確保できるよう改革に取り組むこと

【背景・理由】

- ・ 去る6月30日、社会保障・税一体改革成案が政府・与党社会保障改革検討本部において決定された。
- ・ その中で、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じた社会保障関係の地方単独事業を実施することとされ、国・地方を通じた社会保障給付の全体推計はこれから整理することとされている。
- ・ 社会保障の全体像は、国と単独事業を含めた地方の社会保障サービスが一体となって支えており、地域の実情にきめ細かく対応している地方の社会保障サービスなくして機能しない。本市においても、約516億円もの費用を投じて単独事業を実施している状況にある。
- ・ 私ども地方自治体が社会保障に関するサービスの運営・給付主体であり、重要な役割を果たしていることを認識し、国・地方を通じた全体像の把握に努めるとともに、今後とも増加が見込まれる社会保障サービスに見合った、安定した財源を確保すべきである。

【参考】

さいたま市の単独事業
(平成21年度決算統計より集計)



- ・ 公立保育所運営費 36.8億円
- ・ 障害者医療費助成事業 34.2億円
- ・ 乳幼児医療費助成 39.1億円
- ・ がん検診事業 32.7億円
- ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金 73.6億円

〔担当：財政局財政部財政課長 高橋 篤 048-829-1150〕

11. 地方財源の充実

〔総務省・財務省〕

【提案・要望事項】

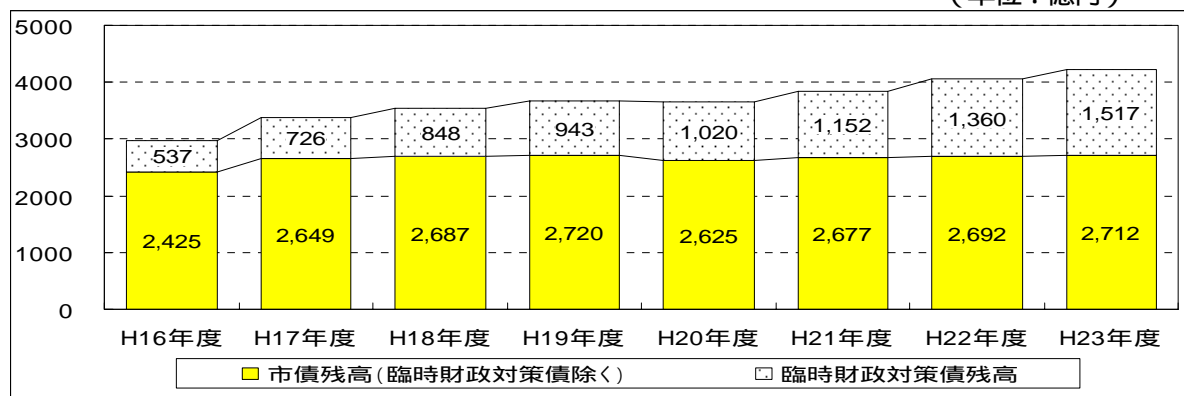
- 1 臨時の制度として導入した臨時財政対策債制度については、再延長を行わないなど、抜本的に見直すこと
- 2 地方固有の自主財源である地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の変更により対処すること

【背景・理由】

- ・平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため、地方財政法の特例として発行される臨時的かつ特例的な地方債であり、当初は3年間の臨時的な措置であったはずが3度の延長で長期化しており、このような特例措置の解消に取り組むべきである。
- ・他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、年々、臨時財政対策債の残高が増加し続けており、このような借金を前提とした財政運営を余儀なくされている状況について少なからず市民の間でも不安感が募っている。
- ・したがって、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行による負担の先送りではなく、地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対処すべきである。

【臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）】

（単位：億円）



平成17年度は岩槻市合併により市債残高が256億円増。

〔担当：財政局財政部財政課長 高橋 篤 048-829-1150〕

1 2 .義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し

〔総務省・財務省・文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 義務教育費国庫負担制度については、地方分権を一層推進するために廃止すること。ただし、教育の機会均等と教育水準の確保を図るといふ義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける給与負担の指定都市への移管は、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること。

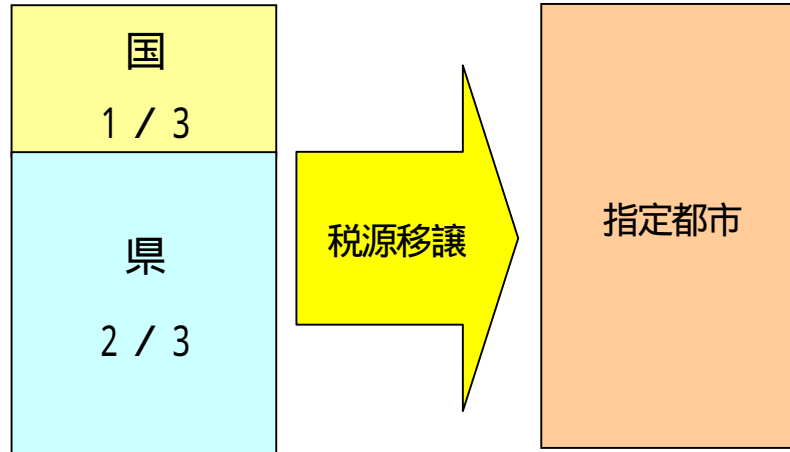
【背景・理由】

- ・ さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- ・ 義務教育費国庫負担制度は、国庫負担割合が3分の1に引き下げられ、県費負担教職員制度については、平成20年6月に決定された政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、「既に人事権が移譲されている指定都市において、人事権者と給与負担者が一致する方向で検討すること」及び「学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討すべきであること」との見解が示された。
- ・ 地域の実態に即した義務教育を推進するためには、人事権者が安定した財政基盤に立って教職員給与を支給するとともに、自らの権限と判断により学級編制、教職員定数、教職員配置等を決定する必要がある。
- ・ ついては、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度の見直しについて、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を図るとともに、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずるよう要望するものである。

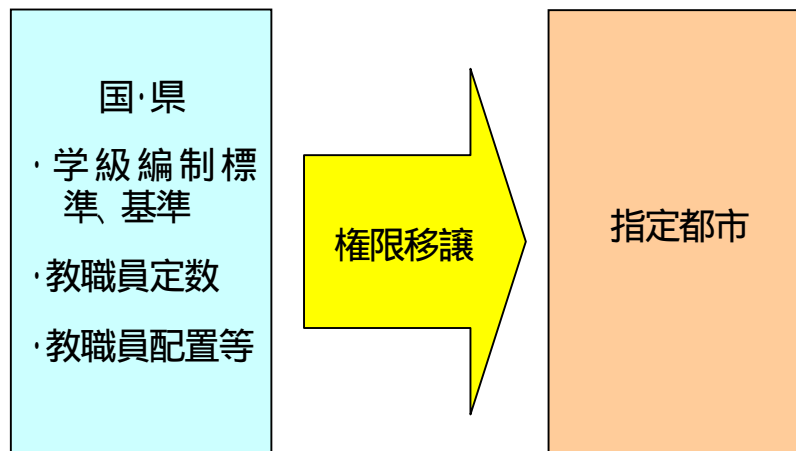
【参考】

[義務教育費国庫負担制度廃止に伴う税源移譲等]

< 給与費負担 >



< 権限 >



13. 子ども手当の全額国費による実施

〔内閣府・総務省・財務省・厚生労働省〕

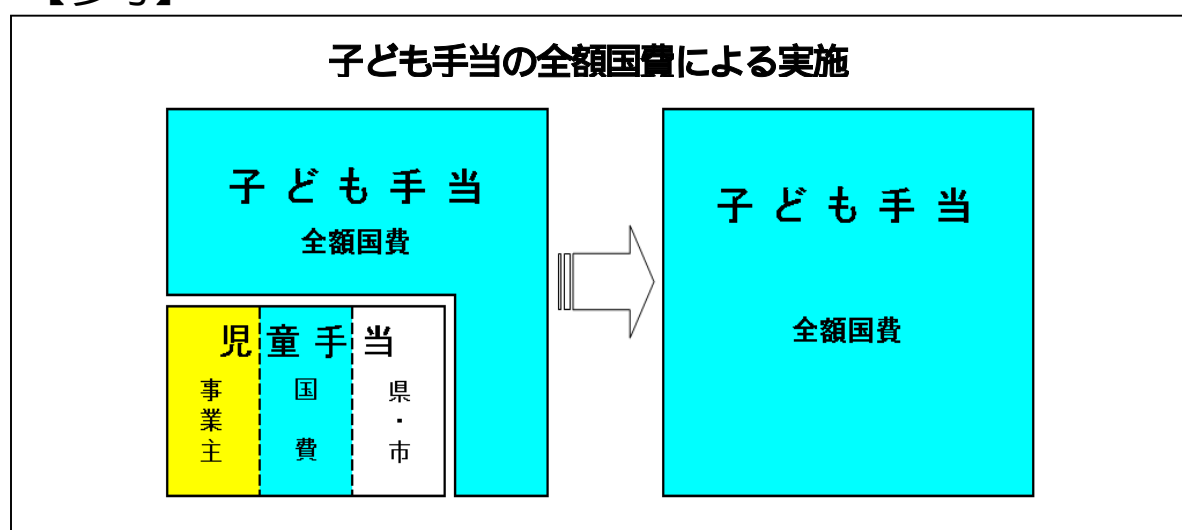
【提案・要望事項】

子ども手当の支給についての財源は、地方に負担を転嫁することなく、全額国費負担とするとともに、制度設計については、地方の意見を反映させ、支給事務が過重な負担とならないようにすること

【背景・理由】

- ・ 国は、地方との協議を行うことなく「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の給付に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆるつなぎ法を施行し、平成23年9月まで、平成22年度と同様に地方の負担を継続させているが、全国均一の金銭給付は地方の裁量の余地がないこと、待機児童対策など現場ニーズに対応していないことなどから、子ども手当の財源は、給付費・事業費ともに全額国費負担とするべきである。
- ・ また、平成23年10月以降の子ども手当制度の設計に当たって、地方の意見を受け止めこれを反映するとともに、十分な準備期間を確保した上で、地方公共団体が行う支給事務に過重な負担とならないようにすべきである。

【参考】



〔担当：子ども未来局子ども育成部子育て支援課長 利根川 和弘〕

048 - 829 - 1268〕

14. 育児休業給付金給付率の引上げ

〔内閣府・財務省・厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 母親が産後8週間の間に、父親が育児休業を取得することを促進するため、当該期間中の父親の育児休業給付金給付率を現行の50%から大幅に引き上げ、100%とすることを旨すること
- 2 上記実現のため、必要な財政措置を講ずること

【背景・理由】

- ・さいたま市では、次世代育成支援対策後期行動計画である「さいたま子ども・青少年希望（ゆめ）プラン」に基づき、「子育てしやすいまち若い力の育つまち」を目指し、これまでも保育所や放課後児童クラブの待機児童解消に向けた施設整備、社会的養護が必要な子どもの支援体制の充実など、さまざまな子育て支援策を展開してきた。
- ・しかし、厚生労働省が発表した平成22年の合計特殊出生率は、1.39と、前年と比べて0.02ポイント上昇したものの、現在の人口を維持するのに必要と言われている2.07には依然として届かない状況にある。
- ・この状況を打開するためには、自治体の努力だけではなく、国が実効性のある少子化対策を早急に講ずる必要がある。
- ・女性が第2子を出産する要因として、父親が子育てを行っているかが大きく関わっているとの調査結果が出ているように、少子化対策として、父親の育児を促進していくことは重要な施策である。
- ・このため、父親の育児休業取得率の向上について大きな関心が寄せられ、平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、平成29年までに10%とする目標設定がされているが、現実には1.27%（平成21年度）と非常に低い状況となっている。
- ・こうした状況の中、平成22年4月1日に育児介護休業法の改正が行われ、父母両者が育児休業を取得する場合、育児休業の延長が可能となった。また、産後8週間の期間に育児休業を取得した父親は、再度育児休業の取得が可能となったほか、専業主婦の夫も含めすべての父親の育児休業の取得も可能となった。
- ・しかしながら、多くの家庭においては、父親の収入を主な生活資金としており、現行の給付金制度では、父親の育児休業取得により収入が減り生活

基盤を失うことから、取得を妨げる要因となっている。

- ・本来は、育児休業を取得する場合はすべて100%の給付率とすることが必要ではあるが、母親が最も助けを必要とする産後8週間の間については、早急に、現行の50%から100%とすることを目指し、大幅に給付率を引き上げるよう制度改正すること。また、その負担を事業者へ負わせるのではなく、国がその財源を負担することを要望する。

【参考】

現状と課題

合計特殊出生率の低下

結婚や出産に影響を及ぼしていると考えられる要素について

【出産（特に第2子〜）→夫婦間の家事・育児の分担】

- 男性の家事・育児分担
 - ・ 男性の分担が高い → 女性の出産意欲 高
 - ・ 女性の継続就業割合 高
- 夫の労働時間が長い → 家事・育児分担 少

【出産（特に第2子〜）→育児不安】

- 育児不安
 - ・ 育児不安の程度が高い → 出産意欲 減

※ 家庭内、夫婦間でのサポート

出生 平成19年度版少子化社会白書

【調査・研究結果】

- ・ 子どものいる世帯で、妻から見て夫が家事・育児を分担していないと回答した世帯では、分娩していると同程度の世帯に比べ、妻の子どもを持つ意欲が低まる。
- ・ 夫の育児進捗率が高い夫婦の方が、追加予定子ども数が多い。

【調査・研究結果】

- ・ 子どものいる世帯の世帯で、育児不安の程度が高い

男性の家事・育児分担の増加が必要

父親の育児休暇取得率向上

男性の育児休業取得希望

1.3%

26.7%

26.7%

43.3%

□ ほしい
□ わからぬ
□ したくない
□ 無回答

出典 労働政策研究・研修機構「仕事と生活の両立・育児・介護を中心に」(2008.5)

育児休業取得率の推移

年度	女性	男性
平成17年	72.3	0.50
平成18年	88.5	0.57
平成19年	89.7	1.56
平成20年	90.4	1.28
平成21年度	85.6	1.72

出典 厚生労働省「平成21年度雇用均等基本調査」

取得希望率と実際の取得率にギャップ

対策と効果

父親が育児休業を取得しない理由

家計が苦しくなる 29%

※2005ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する調査」より

→

育児給付金給付率の引上げ

合計特殊出生率の向上

参考

6歳未満児を持つ男性の育児・家事関連時間(週全体)

各国の支援

- ドイツ
 - ・「高額手当制度」導入 育児休業前の賃金の67%を支給
 - ※2年後、手当を受給者の14%を男性が占める
 - 合計特殊出生率 1.38(2008年)
- フランス
 - ・家族手当(2人目以降、20歳までを対象※11歳から支給額加算)
 - ・育児休業 3歳まで 全日の休暇orパートタイム労働を選択
 - 休業手当(月額約5万6千円)
 - ※第3子以降は休業期間短縮すれば、賃金補助が割増も可
 - ・事業給付制度(結婚をしくとも、様々な保障が受けられる)
 - ・年金支給額加算
 - (2人以上の子を18歳まで9年以上扶養した場合、父母10%加算)
 - 合計特殊出生率 2.00(2008年)
- スウェーデン
 - ・所得保証 最高480日給付
 - (280日 賃金の80%支給 90日 定額給付(月額約9万6千円))
 - ・パルターワー・マママター制度
 - ・児童手当
 - ・サムホ(事業給、同種)制度
 - 合計特殊出生率 1.91(2008年)

資料: Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the US "America Time-Use Survey Summary" (2006), 日本ニッセイ基礎研究所「社会生活基本調査」(平成18年)

〔担当：子ども未来局子ども育成部子育て企画課長 松井 雅之 048-829-1909〕

-29-

15 . 生活保護制度の再構築

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 生活保護制度は、本来国の責任で実施すべきものであり、全額国庫負担とすべきであること。それまでの間は、生活保護費・人件費等の地方負担の急増に対して、緊急的に財政措置を講じること
- 2 就労支援対策を計画的に実施していくために必要な財源を確保すること
- 3 住宅手当支給制度の恒久化など、生活保護に陥らないようにするための施策（第二のセーフティネット）を充実すること
- 4 いわゆる「貧困ビジネス」を排除するため、法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊所への法規制を行うこと

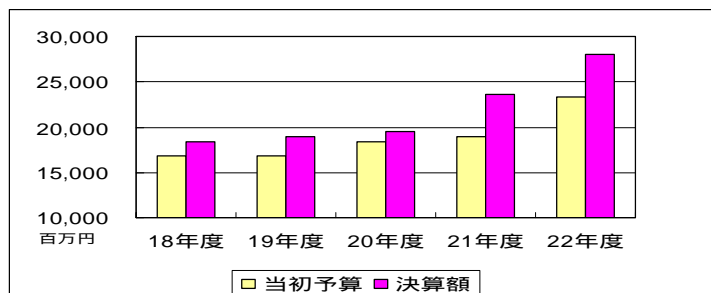
【背景・理由】

- ・ 本来、生活保護制度は、国民の最低生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任で実施され、経費も全額国が負担するべきとこれまでも要望している。さいたま市では、徹底した行財政改革を推進する中でも生活保護ケースワーカーの大幅増員等に努めているが、厳しい経済雇用情勢の中で生活保護世帯は近年類を見ない増加となり、生活保護費の増大は本市財政を圧迫し続けている。
- ・ そのため、国において生活保護費・人件費等の財政負担の増加に対して、緊急的な財政措置を講じられるよう要望する。
- ・ さいたま市では、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「基金」という。）を活用し、各福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労支援を行っており、今後は就労意欲を喚起する事業も検討しているが、基金は平成23年度で終了とされており、来年度以降の就労支援対策を行う財源が明らかになっていない。このような社会情勢を鑑みれば、引き続き、就労支援対策の計画的実施は必要であり、国は必要な財源を確保すべきである。

- ・また、国においては、緊急経済対策の一環として、職と住まいを失った者等への住宅手当支給制度、職業訓練受講者に対する訓練・生活支援給付等の「第二のセーフティネット」を実施しており、先般、訓練・生活支援給付は求職者支援法として法制化されたが、住宅手当支給制度は平成23年度までとされ、生活保護に優先する制度として明確化されておらず本来の目的を果たしているとは言えない。そのため、住宅手当支給制度を生活保護制度に優先する制度として明確な位置付けを行い、全額国庫負担を維持した上で恒久化を図るよう要望する。
- ・社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所は、事業開始後の届出制であるが、さいたま市では届け出がされず経営実態が不透明な法的位置付けのない施設が急増し、居住が不適切な施設であっても実効性ある指導が困難となっている。そのため、入所者の適正処遇はもとより、公的扶助である生活保護費の用途について透明性を確保するため、法的位置付けのない施設等への法規制を早急に行うべきである。

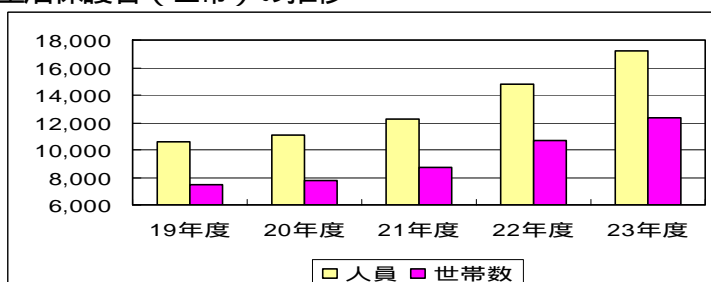
【参考】

年度別生活保護費の状況



	当初予算(百万円)	増加率	決算額(百万円)	増加率
18年度	16,842		18,399	
19年度	16,847	1.000	18,915	1.028
20年度	18,408	1.093	19,503	1.031
21年度	18,965	1.030	23,582	1.209
22年度	23,386	1.233	28,054 (内、市の一般財源7,301)	1.190

生活保護者(世帯)の推移

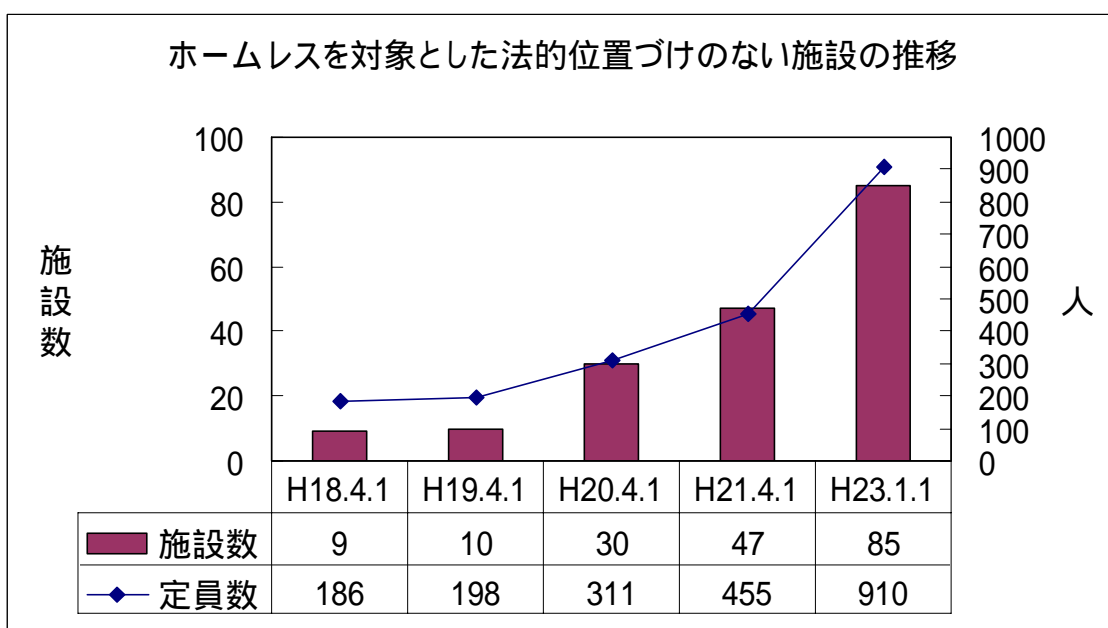


被保護人員・世帯数・保護率推移

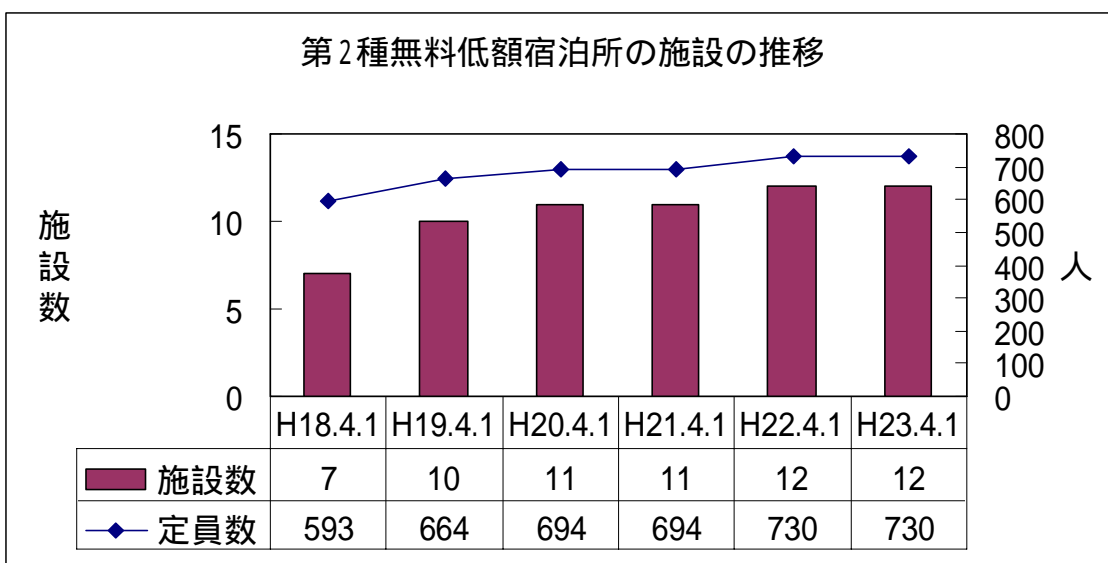
	人員	増加率	世帯数	増加率	保護率
19年度	10,632		7,416		9.0‰
20年度	11,086	1.043	7,773	1.048	9.3‰
21年度	12,220	1.102	8,696	1.119	10.2‰
22年度	14,819	1.213	10,636	1.223	12.2‰
23年度	17,184	1.160	12,326	1.159	14.0‰

いずれも4月1日時点

ホームレスを対象とした法的位置づけのない施設の推移



第2種無料低額宿泊所の施設の推移



〔担当：保健福祉局福祉部福祉総務課長 田中 一明 048-829-1250〕

16 . 国民健康保険財政の確立

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 医療保険制度の一本化などの医療保険制度改革を早急に実現すること。また一本化までの間は、国庫負担率の引き上げを含む財政措置を講ずること
- 2 特定健診・特定保健指導の目標値達成度に応じて、国庫負担や現役世代の拠出金に差を設けないこと。また、健診等の助成基準単価が実勢価格と大きくかけ離れているので、助成基準単価を見直すこと
- 3 非自発的失業者軽減による軽減額について、国において十分な財政措置を行うこと
- 4 地方自治体が単独事業として、福祉医療制度等を実施している場合における国庫負担金の減額調整措置を早急に廃止すること

【背景・理由】

- ・ 国民健康保険は、高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱である上、医療費の増加とこれに伴う保険税負担の増大が進み、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっており、早急な医療保険制度の改革が求められている。
- ・ 平成22年12月に「高齢者医療制度改革会議」の「最終とりまとめ」示された。しかし、この取りまとめでは、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を目指すとしているが、都道府県と市町村の役割にしか触れられておらず、国の責任が明確になっていない。また、今後も増加する医療費についての財源等についても議論が十分になされていない。
- ・ 国は、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化に向けた医療保険制度の改革を、財源を含む国の責任を明確にし、地方公共団体の意見を反映した上で、早急を実現する必要がある。

【参考】

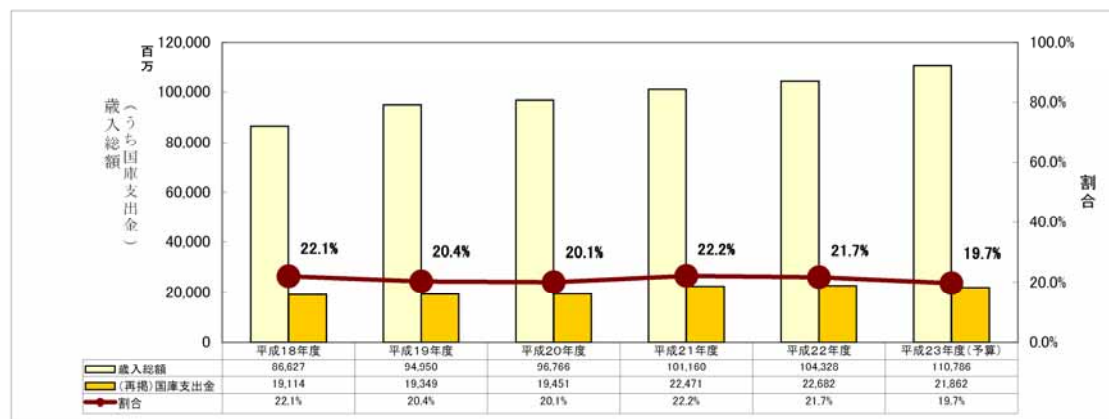
毎年多額の国保財政支出

	一般会計繰入金	(再掲)法定外繰入金	保険給付費
平成18年度	8,248	4,418	56,578
平成19年度	9,489	5,171	61,113
平成20年度	8,597	4,896	63,209
平成21年度	8,987	4,896	66,489
平成22年度	11,082	6,100	68,521
平成23年度(予算)	9,939	4,899	75,809



国庫支出金は歳入の20%程度

	歳入総額	(再掲)国庫支出金	割合
平成18年度	86,627	19,114	22.1%
平成19年度	94,950	19,349	20.4%
平成20年度	96,766	19,451	20.1%
平成21年度	101,160	22,471	22.2%
平成22年度	104,328	22,682	21.7%
平成23年度(予算)	110,786	21,862	19.7%



- ・ 国庫負担の水準は、昭和59年に総医療費ベースの45%であったものが、市の負担を基準とした給付費ベースの50%に変更され、以前の総医療費ベースに換算すると38.5%程度となった。

17 . 高齢者のための新たな医療制度の構築

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

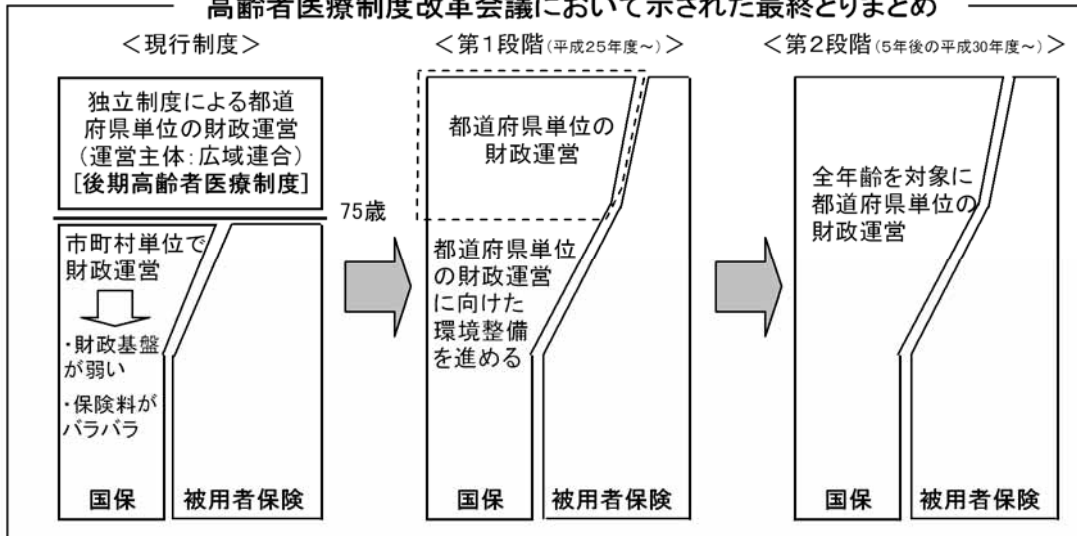
- 1 新たな高齢者医療制度は、財源を含む国の責任を明確にした上で、都道府県と市町村との適切な役割分担のもと、国民健康保険の全年齢での一元化を前提とした制度設計にするとともに、医療保険制度全体の一本化につながるものとする
こと
- 2 新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、大都市においても円滑な移行が行えるよう、十分な準備期間を確保し、速やかな情報提供を行うこと
- 3 電算システムの構築にあたっては、大都市の特殊性に対応したシステムとし、既存のシステムを可能な限り活用するとともに、新たに生じるシステム関係経費については、国の責任において全額財政負担すること

【背景・理由】

- ・ 後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度の基本的な枠組みは、年齢での区分を解消し現役世代と同じ制度に加入するものとし、国民健康保険においては第1段階（平成25年度から）では75歳以上を都道府県単位の財政運営に、第2段階（平成30年度から）では全年齢での都道府県化を図るとする「高齢者のための新たな医療制度について（最終とりまとめ）」が、昨年12月に示されたところである。
- ・ しかし、高齢化・低所得者層の増加により健全な財政運営が困難な状況である国民健康保険の構造的問題の解決策や、財源に関する議論が不十分であること、また、公費負担や保険料の軽減措置・患者負担割合等の費用負担のあり方など、全国知事会をはじめ各方面からさまざまな課題が指摘されている。
- ・ 6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において、社会保障と税の一体改革成案が決定され、今後そこでの議論を踏まえた新たな高齢者医療制度の改革案が示される方向であるが、今後、更に進む高齢化社会に向け、国民皆保険を堅持し安定した医療保険制度を維持するためには、財政基盤

● 国の方針についての課題

高齢者医療制度改革会議において示された最終とりまとめ



★ 財源の議論を！！

今後の医療費の増加を踏まえた財源の議論を十分に行うこと。

★ 国の責任を明確に！！

都道府県と市町村との適切な役割分担のもと、財源を含む国の責任を明確にすること。

★ 医療保険制度の一本化へ！！

第2段階として予定している国保の一元化を前提とした制度設計とすると同時に、医療保険制度全体の一本化に繋がるものとする。

高齢者医療制度改革に係るシステム改修費等(指定都市19市)

	開発経費の 指定都市合計	
	うち国庫負担金	
後期高齢者医療制度 創設時	約135億円	約23億(2割程度)
新たな高齢者医療制度 対応時	現時点での経費の算出は難しいが、多くの都市では創設時以上の経費が必要になると想定。	

国の責任
において
全額負担を！

18. 介護保険制度の拡充

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 慢性的な介護人材の不足を解消するため、介護報酬の引き上げを行い、介護人材の確保を図ること
- 2 介護報酬の改定に当たっては、介護保険料の上昇や地方自治体の財政負担の増大を招かないよう、調整交付金については別枠化するとともに、公費負担割合の見直しを行うこと

【背景・理由】

- ・都市部においては、介護従事者の定着率が低く、従事者を募集しても集まらないなど慢性的な人材不足の状況となっている。平成21年度の介護報酬改定において、介護報酬が3%引上げられ、同年10月には介護職員処遇改善交付金による改善が図られるなど、介護従事者の処遇改善について、一定の配慮がなされたところである。
- ・しかし、この介護報酬の引き上げは、介護従事者の賃金を一律に上げるものではないことから、制度を維持していくために必要な人材の確保が図られるよう、介護報酬改定等による影響について、詳細な調査・分析を行い、適切な介護報酬を設定することが必要である。
- ・介護保険制度では、国・県・市が負担する公費負担割合と被保険者が負担する保険料の負担割合をそれぞれ2分の1としているが、第1号被保険者の保険料負担は過重となってきており、第5期介護保険事業計画の策定に向けた制度設計においては、公費負担割合の見直しについて検討する必要がある。
- ・また、国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、後期高齢者の占める割合や所得段階別被保険者の割合に基づき、全国平均と調整し交付することとされているが、本市における調整交付金の割合は平成22年度で1.51%であり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乗せされていることから、国の介護給付費負担金については、公費負担割合に基づく国の負担割合を各被保険者に交付し、財政支援が必要な市町村に対しては別枠で支援を行うよう要望するものである。

【参考】

1 介護職員の離職率・平均給与額

○ 常勤労働者は、産業計と比べて、介護職員の離職率が高い。

常勤労働者の
離職率・入職率

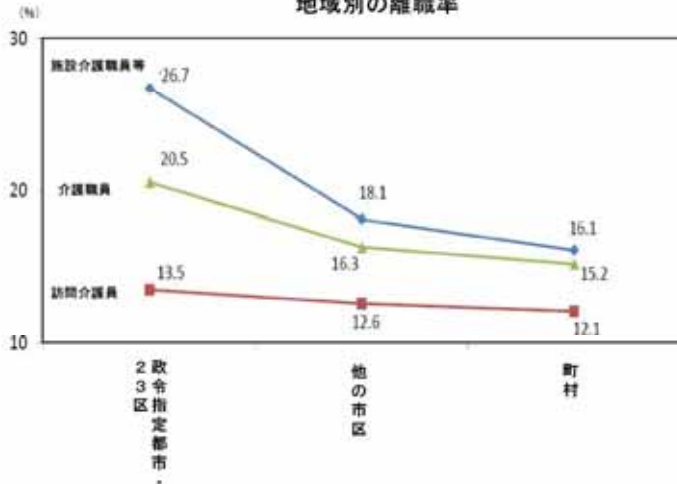


左側：離職率 右側：入職率

出所：平成21年度介護労働実態調査(対)介護労働安定センター

○ 事業所の所在する地域別の離職率を見ると、都市部ほど離職率が高くなる。

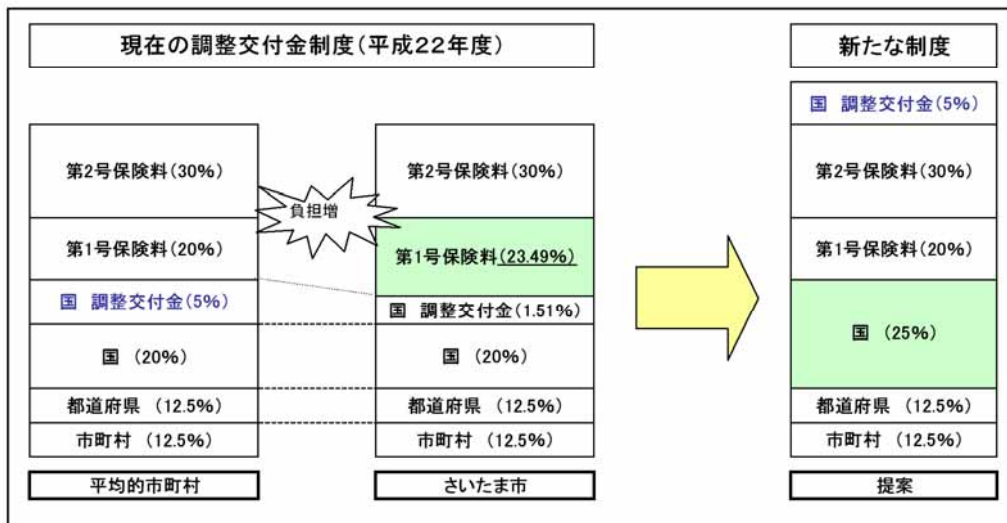
地域別の離職率



○ 介護従事者の平均給与額は平成20年「221,000円」、平成21年「229,930円」で「8,930円」の増額となっている。サービス別に見ると、「5,560円」から「12,160円」となっている。

	平成20年9月	平成21年9月	差引 (平成21年－平成20年)
介護老人福祉施設	269,720円	281,880円	12,160円
介護老人保健施設	283,680円	295,230円	11,550円
介護療養型医療施設	297,780円	304,090円	6,310円
訪問介護事業所	129,350円	134,910円	5,560円
通所介護事業所	189,070円	197,540円	8,470円
認知症対応型共同生活介護事業所	196,980円	205,830円	8,850円
居宅介護支援事業所	298,210円	307,550円	9,340円

2 調整交付金の別枠化



〔担当：保健福祉局福祉部介護保険課長 佐藤 崇之 048-829-1264〕

19 . 予防接種制度の拡充及び財源確保

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 定期接種の対象外の疾病について、早急に検討を行い、予防接種法の定期接種の種類等の見直しを行うこと。あわせて、本年度まで「ワクチン接種緊急促進基金」により実施してきた子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンも含めて、定期接種の財源については全額を国の責任において確保すること
- 2 ワクチンの効能と限界についての普及啓発を進め、予防接種行政を推進するために必要な措置を早急に講ずること
- 3 任意接種についても、万が一の健康被害に対しては、予防接種と同等の救済を行うこと

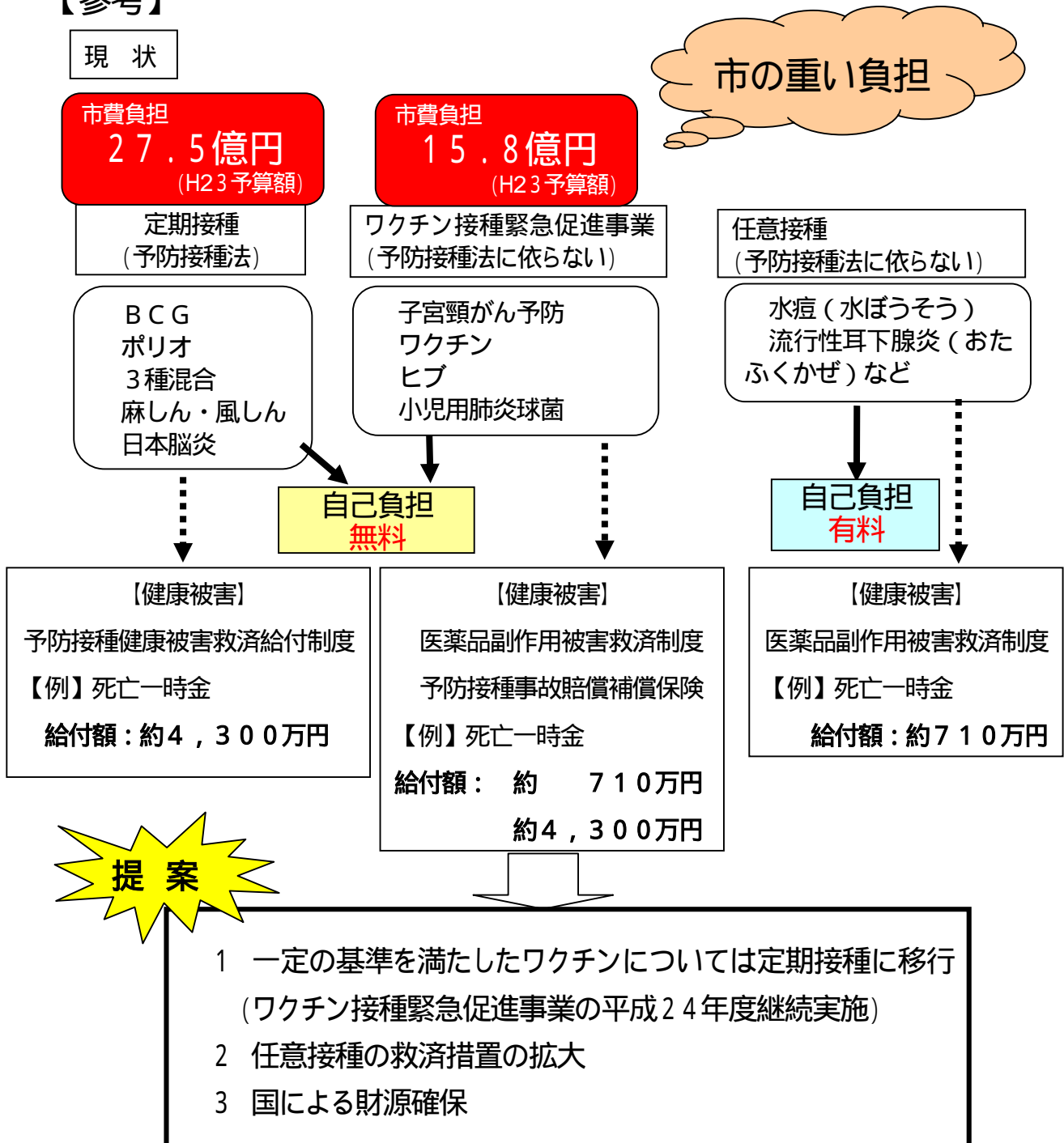
【背景・理由】

- ・ 現在、我が国で行われるワクチン接種は、予防接種法に定める定期接種と、法に依らない任意接種に大別されているが、被接種者に金銭的負担を求めない定期接種に対して、任意接種は接種費用も高額であるばかりか、副反応が発生した際の補償についても相対的に薄くなっているなど、健康被害発生時の救済制度について、十分となっていないため、経済格差が健康格差を惹起する状況となっている。
- ・ さらに、集団義務接種から個別勧奨接種への転換という流れの中で、ワクチンについての正確な情報を広く普及啓発することが十分に行われていないことや、20年以上にわたり任意接種として実績のある水痘・流行性耳下腺炎ワクチンについて、法に基づく定期接種の妥当性についての結論が得られていないなど、課題の解決がいまだになされていない。
- ・ このような問題を解決するため、まずは“ワクチンで予防可能な疾患はワクチンで予防する”との方針を示すとともにその効果と限界、接種に伴うリスクを広く国民に周知すること。次に一定の基準に基づき、安全性と有効性が確認され承認を受けたワクチンは、定期接種に加え接種により生じた健康被害については現行の予防接種法に基づく救済制度と同等の救済制度を整備することを要望する。

- 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種については「ワクチン接種緊急促進基金」を都道府県に設置し、市町村が行う事業経費の約2分の1の助成がなされている。しかし、ワクチン不足で希望者が接種できていないにもかかわらず、本年度限りの助成とされている。

【参考】

現 状



〔担当：保健福祉局保健所疾病予防対策課長 嘉悦 明彦 048-840-2219〕

20．新型インフルエンザ対策

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 新型インフルエンザ対策に関して、強毒型以外の病原性のものにも対応する行動計画やガイドラインの見直し、また法令整備を速やかに進めること
- 2 新型インフルエンザ対策は、国全体の課題であることを踏まえ、必要経費を全額国が負担すること

【背景・理由】

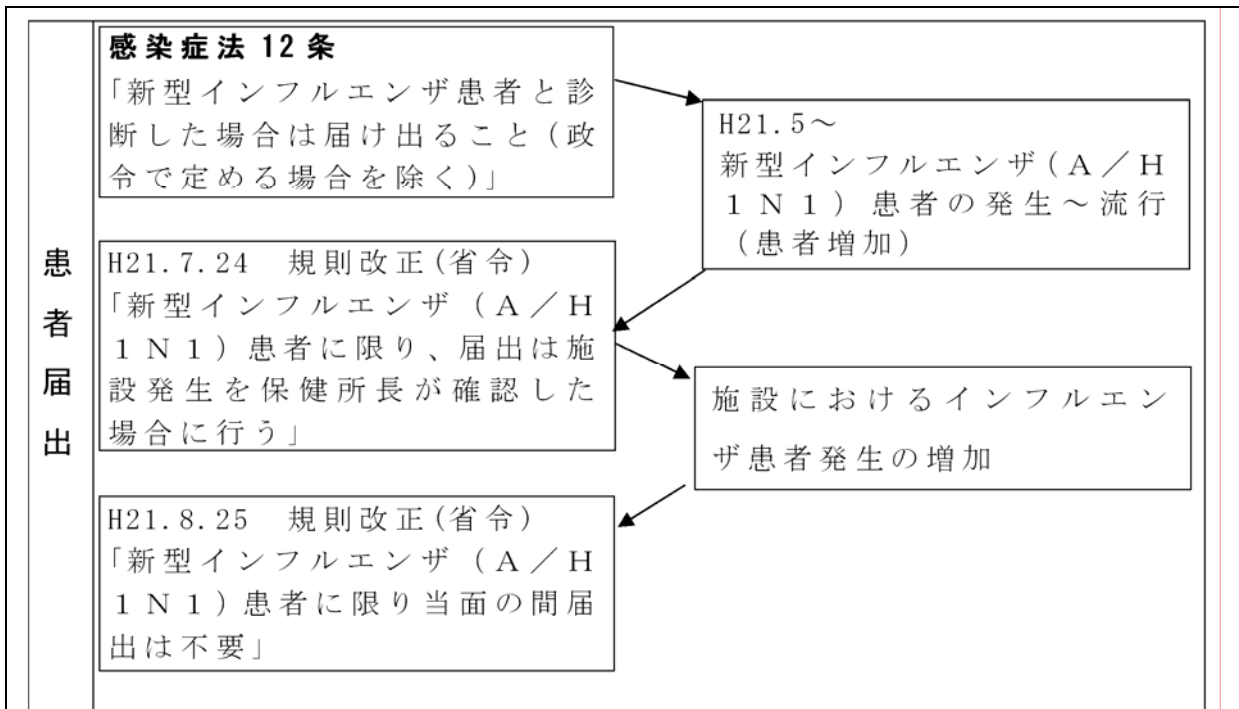
- ・平成21年4月に発生したインフルエンザ(H1N1)2009は、感染力は強いものの、季節性インフルエンザと同程度の病原性・性状であった。
- ・この発生以来、国は強毒型の新型インフルエンザを想定した行動計画やガイドラインを基に施策展開していたが、現状と合わない部分があるたび、頻繁に省令の改正や「事務連絡」を含む通知等で地方自治体に依頼、指示等をしてきたため、地方自治体や医療現場では混乱が生じていた。
- ・これは後に目指す「柔軟な対応」とは異なるものである。
- ・このインフルエンザ(H1N1)2009への対応を踏まえ、いつ発生するかわからない新型インフルエンザについて、強毒型以外の病原性も想定した行動計画、ガイドライン、関係法令等の整備を早急に図るよう要望する。
- ・また、新型インフルエンザ対策は、国全体の課題であり、地方にも多くの対応を求めるにもかかわらず、十分な財政措置がされていないことから、必要経費は国が全額負担するよう要望する。

【参考】

< 通知等による急な手続き変更により、対応に苦慮した事例 >

保健所への届出関係

感染症法第12条に、「新型インフルエンザ等感染症」と診断した医師は、直ちに保健所へ届け出ることとされている。しかし、インフルエンザ(H1N1)2009については、流行の拡大に伴い、届出が「施設発生を保健所長が確認した場合」となり、その後「当面の届出は不要」へと、法令や計画等に示されていない手続きが次々に求められた。その時々で、医療機関をはじめとした数多くの関係機関への周知・依頼を行わなければならない、連携に膨大な時間を費やすこととなった。



発生動向調査や積極的疫学調査などのサーベイランス関係

感染症法第14条及び第15条に、サーベイランスの実施が規定されている。しかし、ガイドラインを含め、調査方法についての具体的な規定がなく、インフルエンザ(H1N1)2009流行の際も、何らかの科学的根拠が示されることもないまま、次々と「通知」により調査方針が変更されたところである。

◇ 主な通知（文書記載の日付による）	
サーベイランス	○平成21年度
	・ 4. 26 健康観察の依頼
	・ 4. 29 症例定義に関する通知
	・ 5. 8 健康監視について
	・ 5. 9 症例定義の改定
	・ 5. 13 症例定義の再改定、健康監視について
	・ 5. 22 症例定義の再改定、健康監視について
	・ 6. 10 早期探知等にかかるサーベイランスについて
	・ 6. 19 運用指針の改定
	○平成22年度
・ 7. 13 定時報告方法の改定	
・ 7. 22 積極的疫学調査要綱の改定	
・ 7. 24 今後のサーベイランス体制について	
・ 8. 25 今後のサーベイランス体制について	
・ 10. 8 今後のサーベイランス体制について	
・ 12. 14 今後のサーベイランス体制について	
○平成23年度	
・ 3. 26 今後のサーベイランス体制について	

2 1 . 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し

〔文部科学省〕

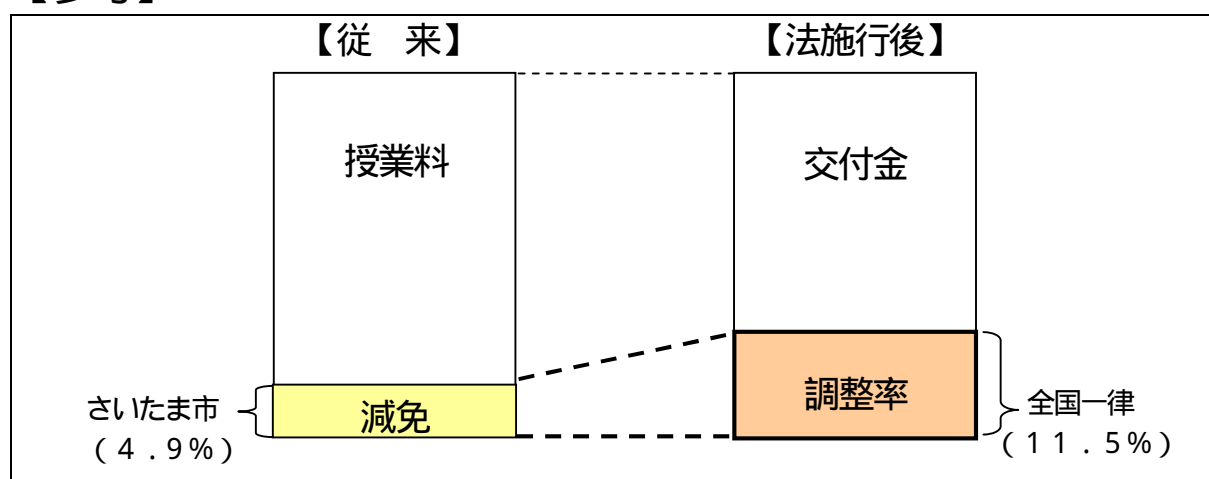
【提案・要望事項】

公立高等学校授業料不徴収は、国策として実施することから、その費用について、地方に負担を転嫁することなく、国が全額負担すること

【背景・理由】

- ・ 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年4月に施行されたことによって、公立高等学校の授業料は無償となり、授業料収入相当額が国費により負担されることとなったが、交付金算定は全国一律の調整率（減免率）が設けられ、これにより本市に交付される交付金は、法施行前の授業料徴収額から減収となっている。
- ・ 公立高等学校の授業料不徴収は国策として実施することを踏まえ、その費用について地方に負担を転嫁せず、全額国が負担するべきである。

【参考】



個別事項

22. 高速鉄道東京7号線の延伸促進

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

運輸政策審議会答申第18号に位置付けられている「岩槻と都心を結ぶ高速鉄道東京7号線」の延伸事業の促進に向けた支援を行うこと

- 1 採算性の要件である累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度とするなど、都市鉄道等利便増進法の適用要件を緩和すること
- 2 償還期間の延長や事業費の補助率引上げ、地方負担額に対する財源措置など、都市鉄道利便増進事業に関する国の補助制度を拡充し、計画路線の整備に向けた支援を積極的に行うこと
- 3 公共交通及びまちづくりに関する国の支援措置を維持・拡充すること

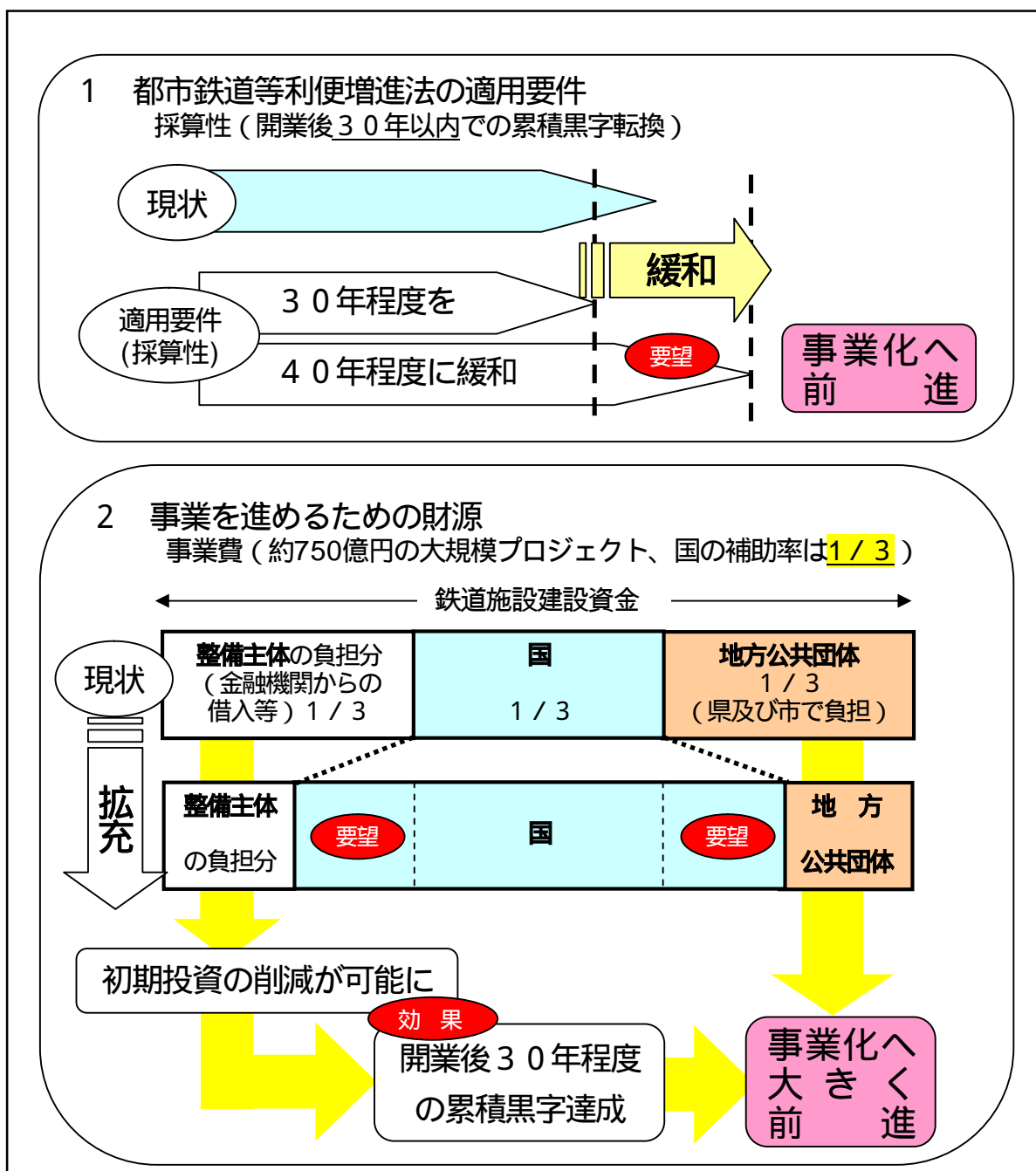
【背景・理由】

- ・高速鉄道東京7号線は、「浦和美園から岩槻、蓮田までの区間が、平成27年までに開業することが適当な路線である」と運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月27日）に位置付けられており、これまで、さいたま市は、平成24年度末までに都市鉄道等利便増進法の手続きに入ることを目標に、埼玉県と共同で採算性の確保等の検討を進めてきた。
- ・当路線を延伸することにより、首都圏の放射状路線である高速鉄道東京7号線と環状路線である東武野田線が結節し、埼玉と都心中央部、神奈川の一都二県を南北に結ぶ機能の強化が図られるとともに、首都圏の鉄道ネットワークの高質化に資する路線となることが期待されている。
- ・しかし、我が国は既に、少子高齢化・人口減少社会へと突入しており、今後の旅客需要の低迷などが見込まれ、採算性の確保等鉄道事業を取り巻く環境は非常に厳しい局面にある。
- ・国では「交通基本法案」を閣議決定するとともに、「地域公共交通確保維持改善事業」を創設して支援措置を拡充する等公共交通政策を強化しているが、鉄道事業は、高齢社会における移動の確保や地球温暖化への対応、交通網の構築や速達性の向上による地域の活性化に大きく寄与する事業で

あり、これからの公共交通政策に適する事業であるといえる。

- ・また、延伸検討に当たっては、延伸線に設置を想定している中間駅周辺について新たなまちづくりを検討するとともに、浦和美園の開発等も推進していることから、社会資本整備総合交付金をはじめとするまちづくりに対する国の支援も、延伸実現に向け重要な役割を担う。
- ・以上のことから、提案・要望事項の1及び2のとおり、都市鉄道利便増進事業の活用を促進するための改善を図るよう要望する。また、東日本大震災による国政への影響が懸念されるが、公共交通・まちづくりに対する国の支援処置を維持・拡充することを要望する。

【事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果】



2 3 . 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、本市の中核病院として地域医療に欠かすことのできない医療機関であり、独立行政法人地域医療推進機構において引き続き公的病院として運営すること
- 2 社会保険大宮総合病院については、耐震整備に早急に着手できるようにすること

【背景・理由】

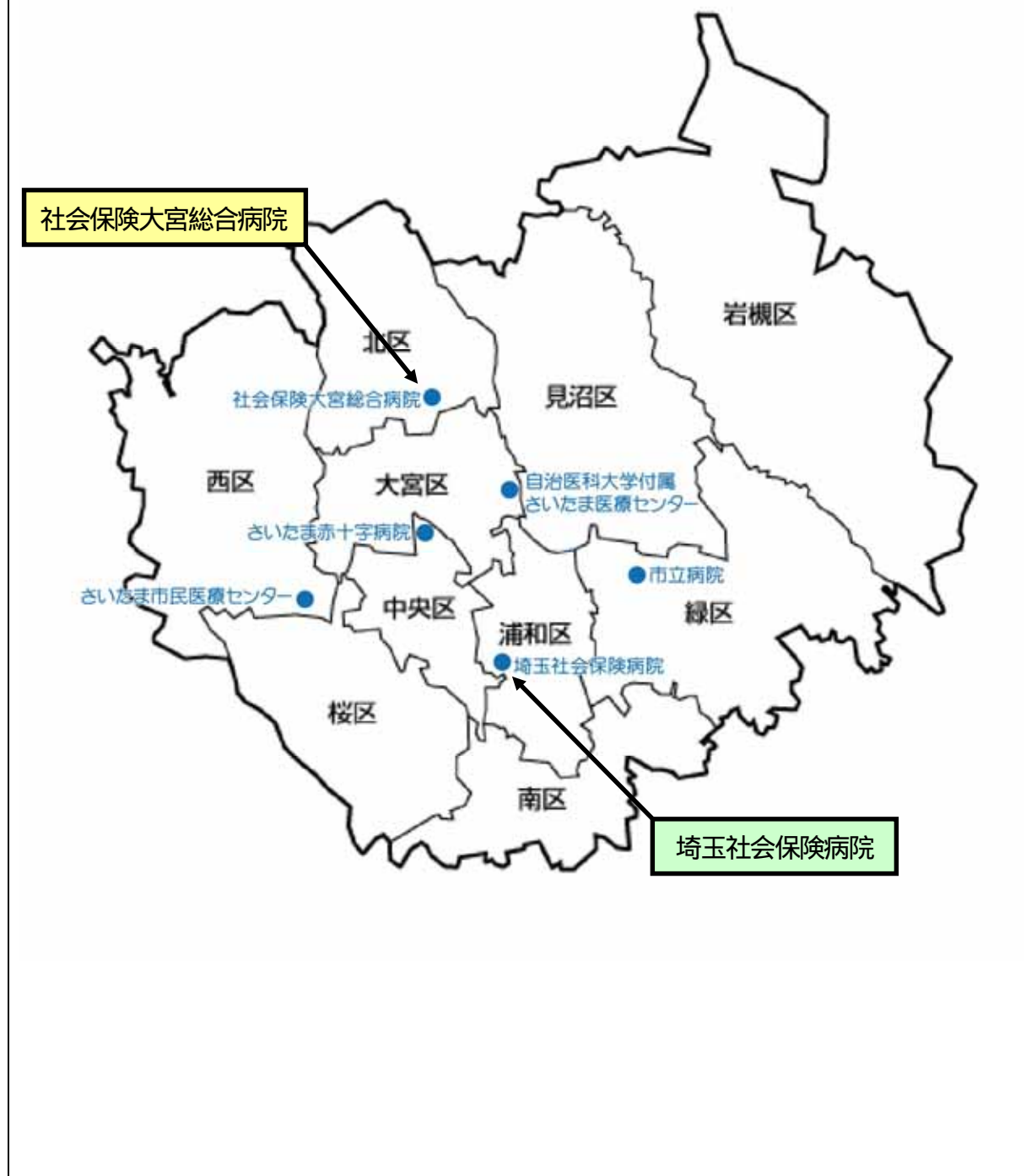
- ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法案」が成立し、社会保険病院については、法改正により改組された独立行政法人地域医療推進機構が運営することになったところである。
- ・埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、救急告示病院として本市の地域医療に欠かすことのできない医療機関であるため、引き続き公的病院として地域医療推進機構において運営されるよう要望する。
- ・また、埼玉社会保険病院については、建替工事が行われることになったが、社会保険大宮総合病院については、昭和27年築（昭和49年改修）と老朽化が著しく、耐震化も喫緊の課題となっているため、早急に耐震整備が進むよう、国の配慮を要望する。

【参考】

【さいたま市の中核病院】

医療機関名	さいたま市立病院	さいたま市民医療センター	自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉社会保険病院	社会保険大宮総合病院	さいたま赤十字病院
病床数	567床	340床	608床	439床	163床	605床
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・病院群輪番制参加病院 ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院 ・小児科二次救急医療実施病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制参加病院 ・埼玉県がん診療指定病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急(休日急患診療)実施病院 ・小児科初期救急医療実施病院 ・病院群輪番制参加病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療実施病院 ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・小児科二次救急医療実施病院 ・災害拠点病院

【さいたま市の中核病院】



〔担当：保健福祉局保健部地域医療課長 海老名 英治 048-829-1295〕

24. 国民保護の推進

〔内閣官房・総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること
 - (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること
 - (2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること
- 2 国は、国民保護にかかる事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に主導的に取り組むこと

【背景・理由】

- ・ 我が国の政治・経済の中心である首都圏は、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、その事態は、地方公共団体の対処能力を超えるものと危惧される。
- ・ 国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を制定している。さいたま市では、平成18年11月、「さいたま市国民保護計画」の策定をはじめ、九都県市間における、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実など、対策の推進を図っている。
- ・ しかし、国は、物資の備蓄などの具体的内容について、いまだ明らかにしていない。まず、国と地方公共団体との役割を整理した上で、国民保護措置は法定受託事務であることを踏まえ、費用については国で負担する必要がある。
- ・ また、国民保護事業を進めるに当たり、住民の一層の理解が必要であることから、更なる啓発活動が必要である。
- ・ 以上のことから、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持って、更なる具体的な対応を図ることを要望する。

【参考】

国民保護において、想定される事態

武力攻撃事態

外部からの武力攻撃については、次の4つの類型を想定しています。

着上陸侵攻



ゲリラ特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



緊急対処事態（大規模テロ等）

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する事態であり、次の4つの類型を想定しています。

大規模集客施設等への
化学剤などの散布



大量輸送交通機関の
走行中の爆破



核燃料物質の高速
道路運送中の爆破



都心における
テロの発生



物資及び資材等の
備蓄・整備が
不可欠

住民の避難及び避難
住民等の救援に必要な
物資及び資材

国民保護措置の実施
のために必要な
物資及び資材

25 . 消防救急無線のデジタル化に係る財政支援制度の拡充

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 消防救急デジタル無線設備の整備費補助金について、基準額の増額及び補助率の引き上げを行うとともに、必要な予算総額の確保に努めること
- 2 消防救急デジタル無線設備の整備に当たり、複数年の賃貸借契約による整備についても補助対象として認めること
- 3 消防救急デジタル無線設備の整備費について、特別交付税による財政措置を講ずること

【背景・理由】

- ・ 消防救急無線は消防活動を支える最も重要な通信手段として、その役割を果たしてきているところだが、平成15年10月の電波法関係審査基準の改定に伴い、従前の150MHz帯のアナログ方式から、260MHz帯のデジタル方式へ平成28年5月末までに移行することとされている。
- ・ 本市では、円滑な消防救急デジタル無線整備に向けて、各種検討を行っているところであるが、構築費用が莫大になるものと見込まれ、市の財政を大きく圧迫することが懸念されている。
- ・ 国は、本事業を促進するため、財政支援措置を講じているところではあるが、整備費用に対して十分な額ではなく、また、支援対象も限定的なものとされていることから、一層の財政支援措置拡充を要望する。

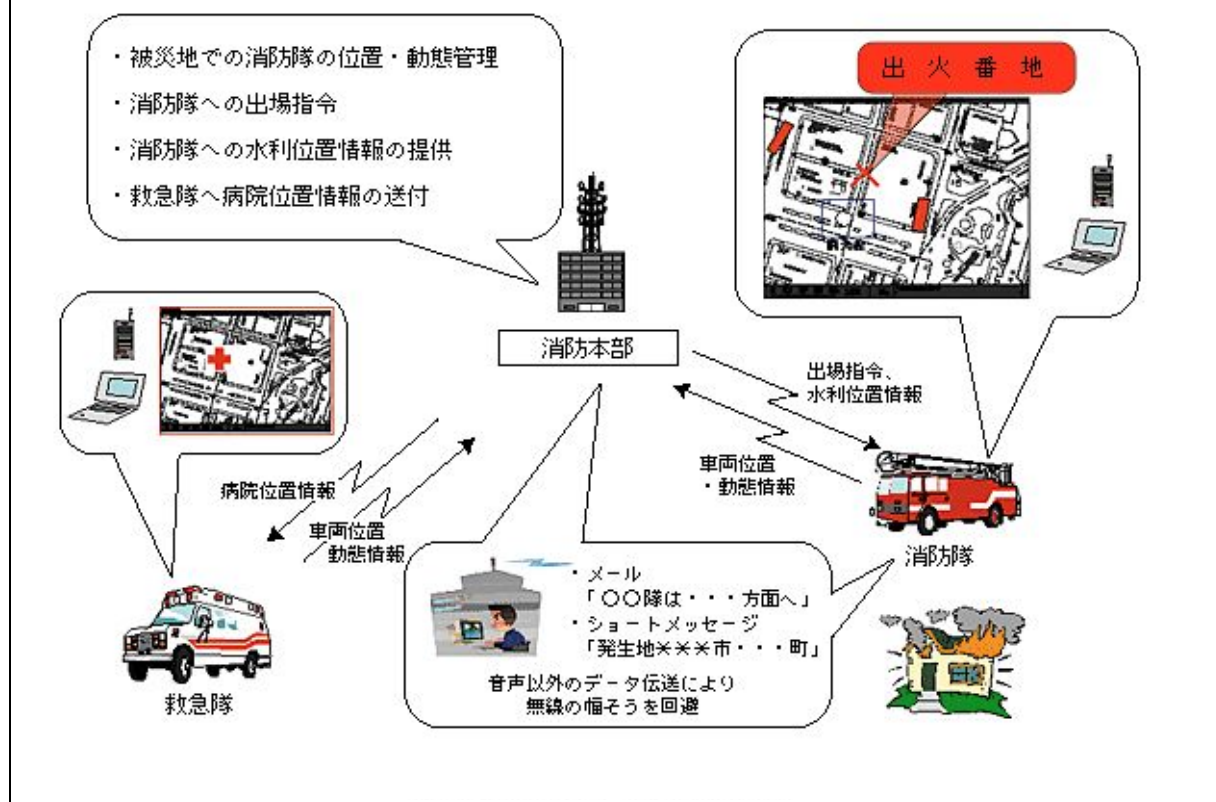
【参考】

【平成16年版 消防白書より抜粋】

消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段として、これまでアナログ通信方式による音声主体の運用が行われてきました。デジタル電送等の通信ニーズの多様化に対応するため、デジタル通信方式の導入などにより、逼迫する周波数帯の有効利用が図られつつあるところです。消防・救急無線についても同様に、デジタル化が求められているところであり、平成28年5月31日までの期間において、すべての消防本部がデジタル化を進めていくこととなっています。

【消防・救急無線のデジタル化の概念】



〔担当：消防局総務部消防企画課長 山岸 一也 048 - 833 - 9258〕

26. 義務教育施設等の整備・改修の促進

〔文部科学省〕

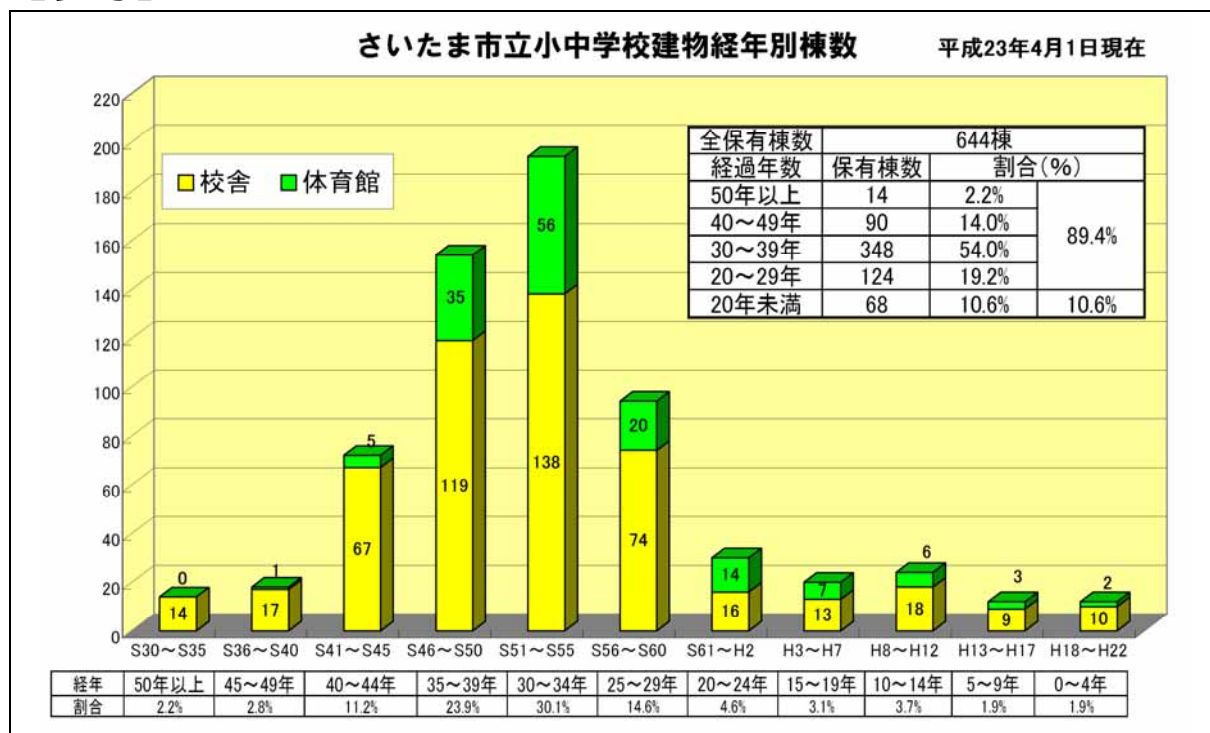
【提案・要望事項】

- 1 計画的かつ円滑に義務教育施設等の耐震化、大規模改造、及び増改築等を行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 夏休み等、工事を予定している時期に円滑に実施できるよう、速やかに認定、内示等の措置をすること
- 3 耐震化事業に係る必要な財政措置を今後も継続すること

【背景・理由】

- ・ 義務教育施設等の耐震化、大規模改造、及び増改築等の整備については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠かすことができない。
- ・ しかし、東日本大震災以降、その対応に係る国の財政負担の影響から、本年度においては義務教育施設等に係る負担金、交付金の認定等が遅れ、さらに耐震補強事業が優先された結果、トイレ改修や、単独調理場の改築事業などが補助不採択となる見込みである。
- ・ 学校教育施設等に係る工数の多くは、学校運営に支障を来さないためにも夏休みを利用しなければ実施が困難であり、認定、内示等が遅くなると、契約や起工が遅れ、工数の円滑な実施に支障を来すこととなる。
- ・ また、本市においても、小中学校における全保有棟数校舎・体育館644棟のうち、昭和45年以前に建築され、築40年以上経過した校舎・屋内体育館が、104棟(16%)を占めており、これらの改修等が喫緊の課題となっている。
- ・ これらの事業を自主的、計画的かつ円滑に実施できるようにするために、国においては、地方公共団体が計画している事業量、事業内容に見合う財政措置を図ることや、地方が予定した時期に実施できるよう認定、内示等の措置をとることを要望する。
- ・ また、学校耐震化事業については、東日本大震災の被災状況からも、子どもの命の安全に関わる課題であるため、今後とも必要な財政措置を継続するよう要望する。

【参考】



〔担当：教育委員会 管理部 学校施設課課長 原 修 048-829 1632〕

27. スポーツに関する施策の充実・強化

〔総務省・文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 スポーツ行政を所管する「スポーツ庁」を設置し、スポーツに関する施策の総合的な推進を図ること
- 2 スポーツ基本計画を早期に策定すること
- 3 国際競技大会の招致を支援する窓口を早期に設置し、国を挙げて積極的に招致活動を実施すること

【背景・理由】

- ・ 第177回通常国会において、「スポーツ基本法」が成立し、平成23年6月24日に交付されたことで、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正となった。
- ・ このスポーツ基本法の前文には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」とされ、スポーツ振興法にはなかった権利規定が明記されたほか、スポーツ施設の整備、障害者スポーツの推進、地域スポーツクラブが行う事業への支援、国際競技大会の招致又は開催支援など、スポーツ立国を目指す「国家戦略」としてさまざまな施策を推進する方針が示された。
- ・ しかし、現時点では具体的な施策等については、示されておらず、今後、スポーツ基本計画を策定する中で、早期に示されるものと理解しているが、スポーツ基本法の理念を達成するには、施策を縦割りではなく、総合的かつ計画的に推進する必要があることから、各省庁のスポーツ担当部局を一元化した「スポーツ庁」の設置を要望する。
- ・ また、わが国における国際競技大会等の開催は、国民のスポーツに対する意識の高揚や競技水準の向上、生涯スポーツの振興の貴重な機会となるものであるとともに、東日本大震災からの復興、復旧に向けた日本の希望の光にもなりえると考える。
- ・ そこで、国際競技大会等の招致に向け、日本オリンピック委員会をはじめとする各種スポーツ団体や地方公共団体の活動を国として支援する窓口を設置し、国を挙げて積極的に招致に臨むべきである。

〔担当：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ企画課長 金子 康〕

048-829 1058〕

28 . 循環型社会の構築に向けて

〔経済産業省・環境省〕

【提案・要望事項】

1 循環型社会の構築推進

- (1)適正処理困難物について、製造業者等による自主回収及び処理についての法的な義務付けを行うこと
- (2)家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者等による自主回収ルートの確立、リサイクル料金の前払い方式への変更、指定品目の拡大等、円滑なりサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない旧廃棄物焼却施設の解体工事に補助金を交付すること

3 P C B 廃棄物の適正処理の推進

P C B 廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行の拠点的 P C B 廃棄物処理施設の処理体制を強化するとともに、当該処理施設において受け入れていない微量 P C B 廃棄物や漏えい物等についても早期に処理体制を整備すること

【背景・理由】

1 循環型社会の構築推進

- ・循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成12年に施行されたほか、容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法等の諸法が施行されている。しかしながら、地方自治体と事業者の適正な責任分担が明確にされていない等、多くの課題が残されたままとなっている。
- ・特に、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物については、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集・処理に関しては全て市の負担となっているほか、不法投棄された家電リサイクル法指定品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立され

ていないため、全て市の負担となっている。

- ・また、家電リサイクル法については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、法施行から5年が経過したことを受けた見直しが行われた結果、一定の改善が図られたが、要望を十分に反映した内容であるとは言い難い。
- ・については、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、事業者についても応分の責任分担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進すべく、地方自治体、事業者、国民の適正な負担を定めた法体系の整備を要望する。

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

- ・廃棄物処理施設等の整備事業を円滑に推進するための、循環型社会形成推進交付金制度では、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事には、補助金の対象外とされている。
- ・現在、さいたま市には廃止した焼却施設が1施設あるほか、新たに建設している「新クリーンセンター」竣工後には、あと2施設の廃止が予定されている。当該施設にはダイオキシン類の存在が考えられ、今後順次解体を予定するなか、跡地への廃棄物処理施設の整備の計画が伴わないことから、補助金の交付対象外とされている。
- ・しかし、解体工事を行うに当たっては、周辺住民の理解のもと、ダイオキシン対策を講じながら行う必要があることから、それにかかる費用も多額となり、自治体の財政負担は大変大きいものとなる。
- ・負の遺産ともいえる、ダイオキシン類の残存する施設を廃止後は、速やかに解体撤去する必要があるため、跡地の利用方法に関らず補助金交付の対象とする様に要望する。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・PCB特別措置法において、PCB廃棄物を所有者が平成28年7月までに処理することが義務付けられているが、現状ではその処理が遅れており、期間内の完了が危ぶまれている。
- ・このため、国において、拠点的PCB廃棄物処理施設について、稼働率の向上、設備の増強等により、期間内の適正な処理に向けて処理体制を強化する必要がある。
- ・また、拠点的PCB廃棄物処理施設において受け入れていない微量PCB廃棄物等については、国及び協力施設において実施している焼却実証試験の結果を還元し、早急にその処理体制を整備するよう要望する。特に、PCBが漏れいしている機器等については、緊急に処理されるべきであるため、一刻も早い処理体制を構築すべきである。

【参考】

1 循環型社会の構築推進

循環型社会形成推進基本法について

循環型社会形成推進基本法第4条において、国・地方公共団体・事業者・国民の適切な役割分担、及び公平な費用負担が定められているほか、事業者の責務が以下のとおり規定されているが、実際には、廃棄された製品及び不法投棄された製品については、ほとんどが自治体負担による回収、処理となっている。

- ・循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を自らの責任で適正に処分
（排出者責任）
- ・製品、容器等の設計の工夫、引き取り、循環的な利用等
（拡大生産者責任）

廃棄物処理法における適正処理困難物の規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条の3において、適正処理困難物の適正処理を補完するために、製造、加工、販売等を行う事業者に対して必要な協力を求めることができる旨が規定されている。現在、適正処理困難物に指定されている品目は以下のとおりである。

- 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- 廃テレビ受像機（25型以上）
- 廃電気冷蔵庫（250リットル以上）
- 廃スプリングマットレス

家電リサイクル法の改正について

家電リサイクル法については、同法附則の見直し規定に基づき、平成18年6月より、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合にて、法施行状況の評価・検討が行われた結果、平成20年2月に、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が環境大臣に意見具申された。当該報告書の内容を踏まえ、現在は一定の改善が図られている。

【主な改正点】

- ・主要製造業者において、平成20年11月1日より、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫について、サイズ等の大小によるリサイクル料金の値下げを行った。
- ・製造業者によってA・Bの2グループに分かれていた指定引取場所について、排出者及び小売業者の利便性の向上のため、段階的に両グループの共有化を実施した。
- ・不法投棄対策に積極的な市町村、及び収集運搬の効率化に努力している離島に対し、（財）家電製品協会が、監視、処理及び収集運搬について、資金

面を含めた協力体制を構築した。(平成21年度から3年間の時限装置であったが、26年度まで延長)

今回の見直しにおいては、リサイクル料金の前払い制への変更、指定引取場所の増加、製造業者等による不法投棄物の回収ルート構築の義務付けは実現していない。

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

【停止状況】

- ・クリーンセンター与野 : 廃止年月日 平成14年4月10日
- ・クリーンセンター大崎第一工場 : 停止予定 平成27年3月31日
- ・岩槻環境センター焼却施設 : 停止予定 平成27年3月31日

【問題点】

- ・施設内の機器内はもとより、敷地内の土壌からもダイオキシン類の汚染状態が発覚し、汚染土壌対策工事を行う事例が増えている。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

【PCB廃棄物の届出・保管状況】

H21年度PCB廃棄物保管状況届出件数 463件

PCB廃棄物保管状況届出件数

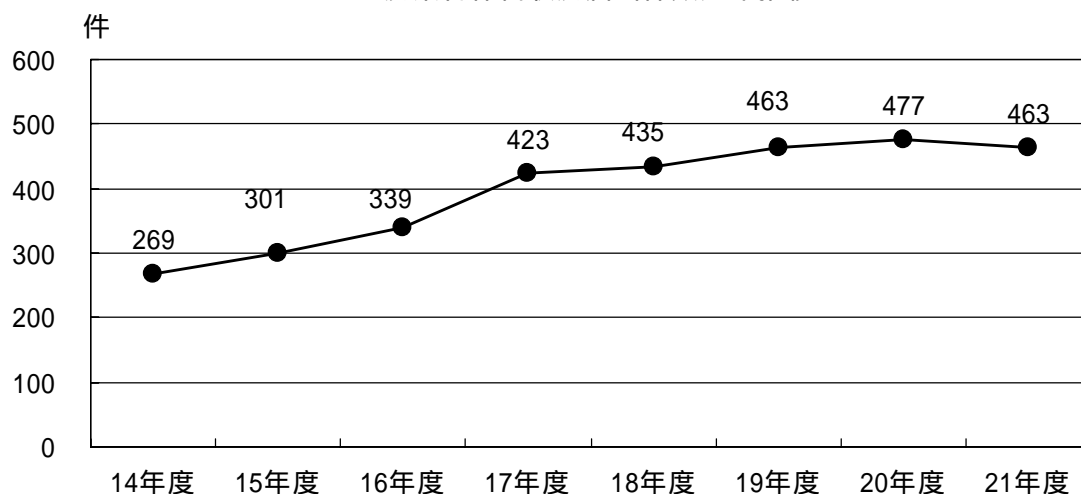
区分	届出件数
既存届出事業所	452
新規届出事業所	11
合計	463

PCB廃棄物種類別保管状況

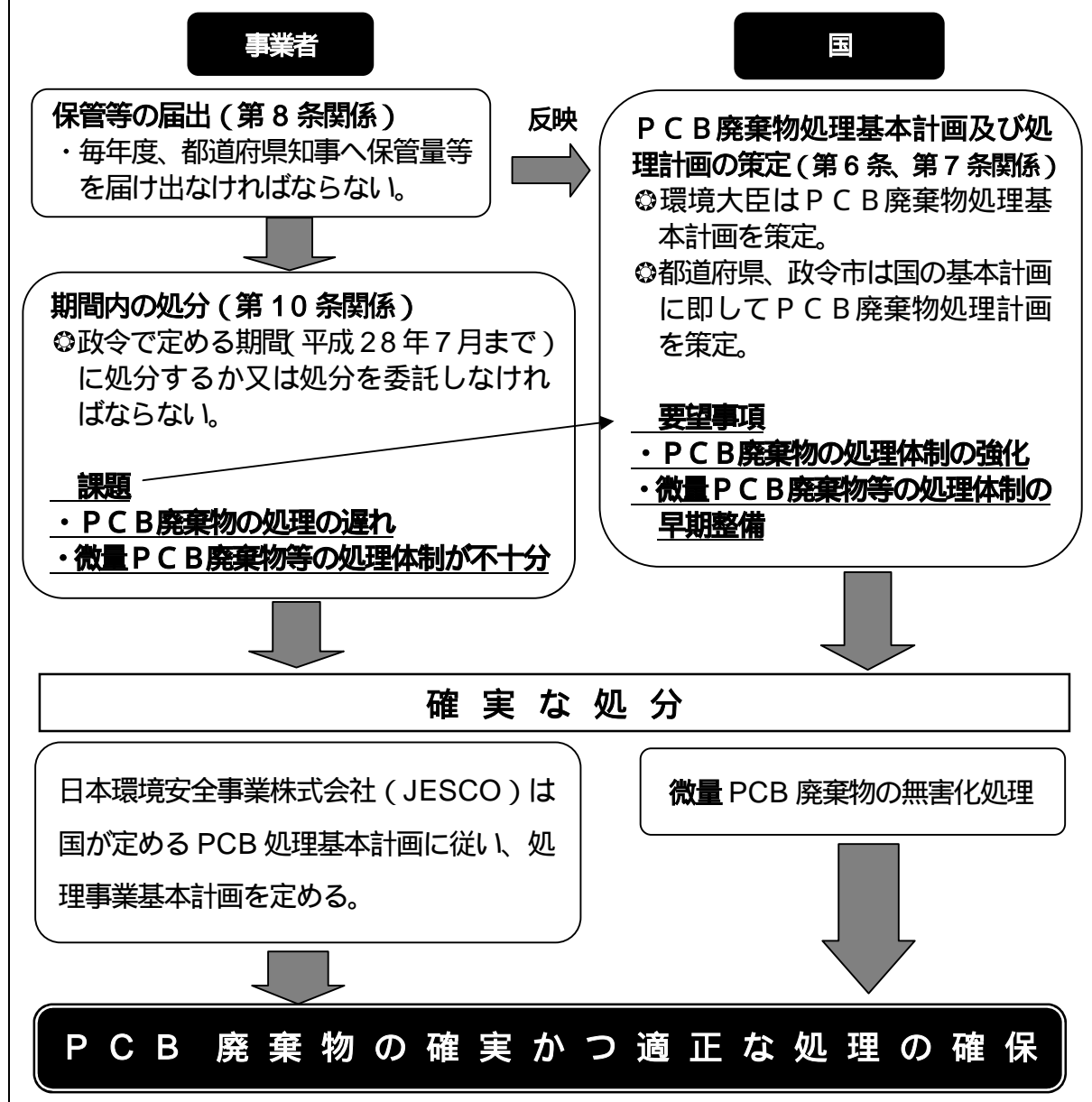
種類	数量(個)
トランス	228
コンデンサ	6,757
安定器	35,209

【PCB廃棄物の届出状況推移】

PCB廃棄物保管状況届出件数経年推移



【PCB廃棄物の適正な処理に関する課題と要望】



【担当】

- | | | | |
|---|---------------------|-------|--------------|
| 1 | 環境局資源循環推進部資源循環政策課長 | 原田 敏則 | 048-829-1333 |
| 2 | 環境局施設部環境施設課長 | 堀内 二郎 | 048-829-1339 |
| 3 | 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課長 | 澤田 伸生 | 048-829-1605 |

29 . 緑地を保全する制度の拡充

〔財務省・国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 緑地を保全するため、相続税の納税猶予制度の創設や評価減の拡充など、税負担の軽減措置を拡充すること
- 2 大都市圏制度を見直すに当たり、近郊緑地保全制度を存続すること

【背景・理由】

- ・ 緑は、ヒートアイランド現象などの緩和や水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観あるいは地震・土砂災害等に対する防災などの都市環境を改善する効果があることから、緑を保全するとともに、中心市街地では新たな緑を創出していく必要がある。
- ・ こうしたことから、さいたま市では、身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施するなど、地球環境への負荷の軽減及び低炭素型都市づくりを進め、環境先進都市を目指している。
- ・ 本市では、土地所有者の相続に伴い、高額な相続税の納付等のため、緑地を売却しなくてはならない状況が多々発生しており、緑地減少の大きな要因の一つとなっている。
- ・ そこで、緑地の持つ公益的機能確保の観点から、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」などの緑地について、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充などにより地権者が緑地を持ち続けられるよう、税負担の軽減措置を講ずることを要望する。
- ・ 市内を流れる荒川は、広大な河川空間であるとともに首都圏における重要な緑地として「近郊緑地保全区域」に指定され、本市を代表する広域的な緑地となっている。しかし、こうした緑地を保全するための有効な手法である首都圏の近郊緑地保全制度が、大都市圏制度の見直しに伴い、廃止となるのではと危惧している。
- ・ そこで、これまでの近郊緑地保全区域の指定による取組などを踏まえ、引き続き、法に基づく広域的な緑地の保全を積極的に推進するため、首都圏

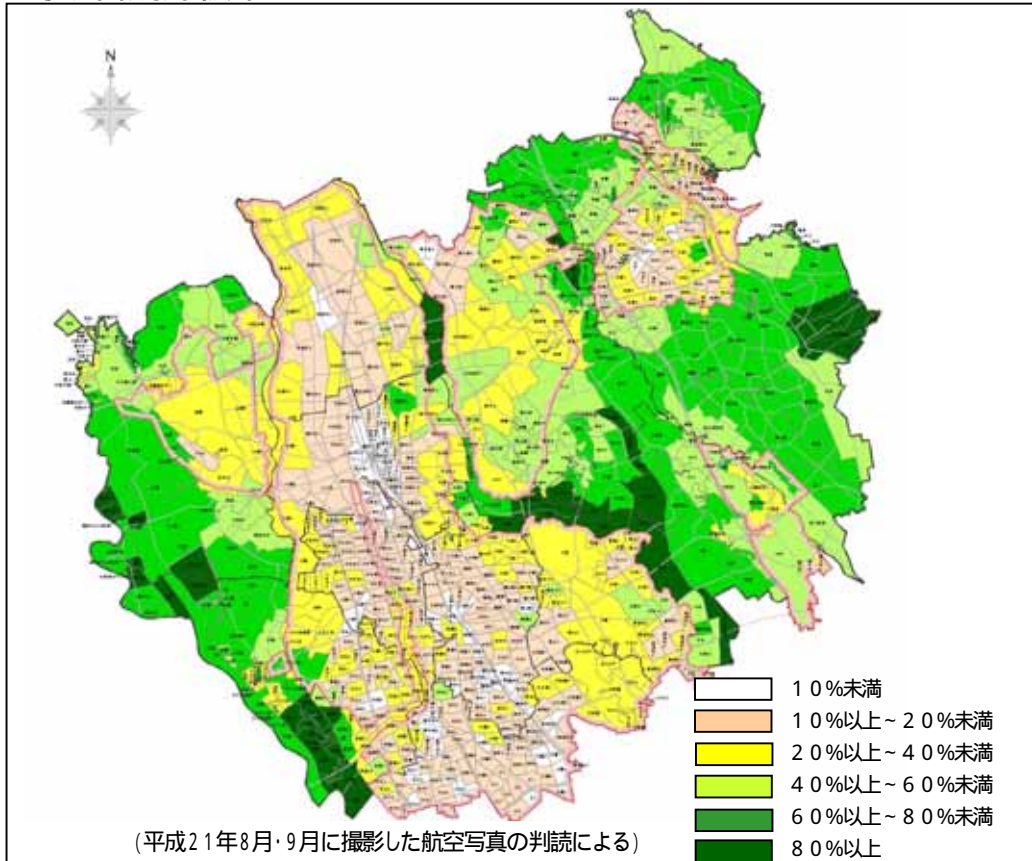
の近郊緑地保全制度を存続させることを要望する。

【参考】

現状

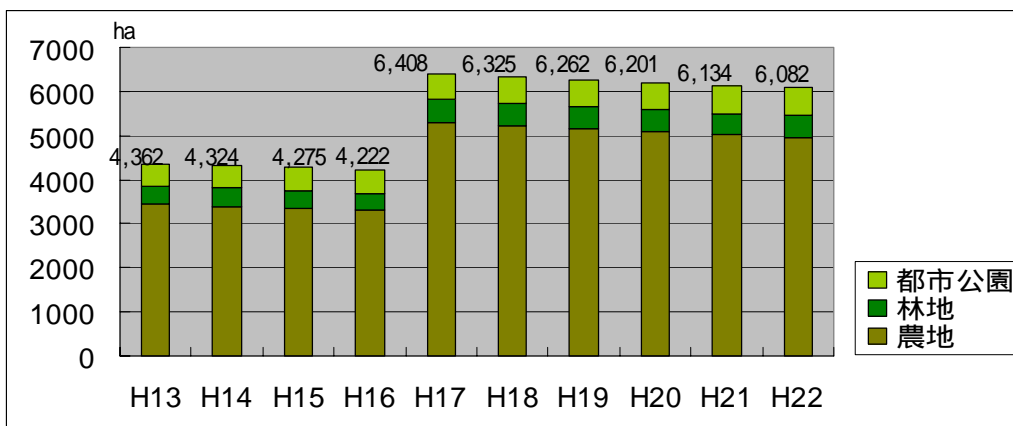
町丁目別緑被率

緑被現況調査より



緑地の推移

面積は、固定資産概要調査調べ



- ・都市公園は、整備を推進し着実に面積が増加していますが、緑地全体としては毎年約60ヘクタールの緑地が失われている。

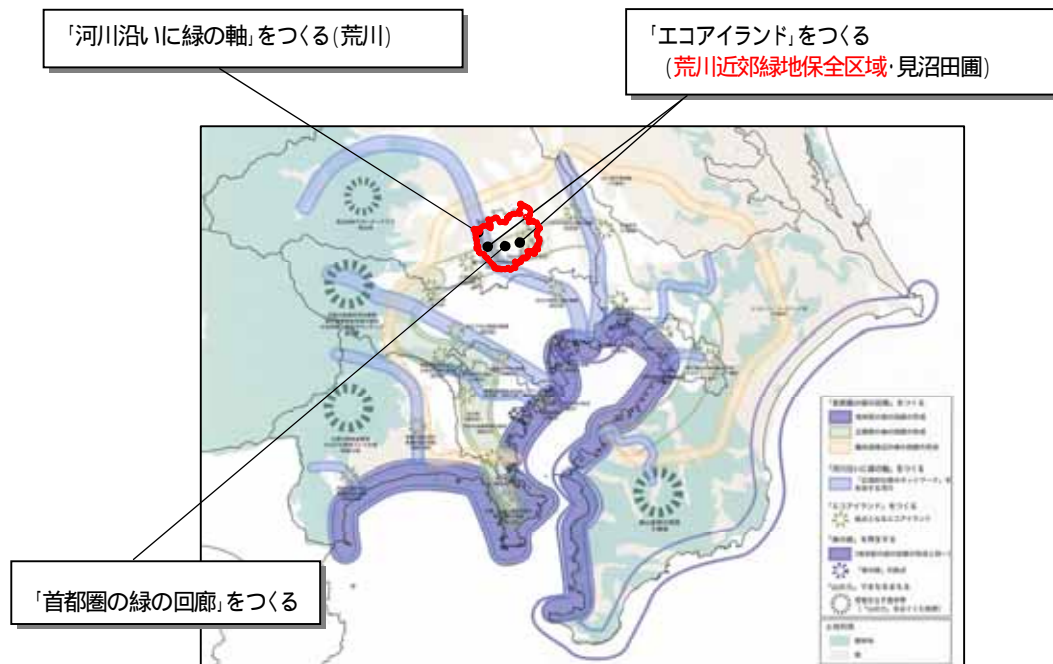
要望

相続税の軽減措置の拡充について

名 称	相続税	所得税(買取りの場合)	納税猶予
特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・延納利子税の軽減(4.2%) ・林地で林業を営んでいない場合8割控除 ・管理協定の締結された土地について更に評価額2割控除 	譲渡所得の特別控除 2,000万円	なし
市民緑地	契約期間20年以上のとき 評価額2割控除	なし	なし

大都市圏制度を見直すに当たり、近郊緑地保全制度を存続すること

広域的な緑のネットワークの将来像



30 . 市街地整備事業に係る国庫補助金の確保

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

市街地整備事業に係る国庫補助金を確保すること

【背景・理由】

- ・ 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備事業は、都市基盤が脆弱で利用価値の低い街区や防災上危険な密集市街地などの都市基盤整備、街区の再編などを行うとともに、さまざまな都市機能の集積を進めることで、良質な市街地を整備する事業である。
- ・ 現在、本市では市街地再開発事業では3地区、土地区画整理事業では18地区が事業中であり、本市のまちづくりにおいて、重要な位置付けである。
- ・ これらの事業は、既に多くの補助金を導入し、事業を推進していることから、今後も着実な事業推進を図り、早期に事業を完成させることが、長期的な視点からは事業費の削減につながるものであると考えられる。
- ・ そこで、国においては事業推進に財源を確保し、必要な財政支援をするよう要望する。

【参考】

本市の市街地整備事業の状況

土地区画整理事業	18地区
・ 公共団体施行	6地区
・ 組合施行	10地区
・ 都市再生機構施行	2地区
市街地再開発事業	3地区
・ 組合施行	2地区
・ 都市再生機構施行	1地区

〔担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長 土取 均 048-829 1466〕

平成24年度国の施策・予算に対する提案・要望

平成23年7月

発行 さいたま市政策局都市経営戦略室
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
048-829-1064(直通)



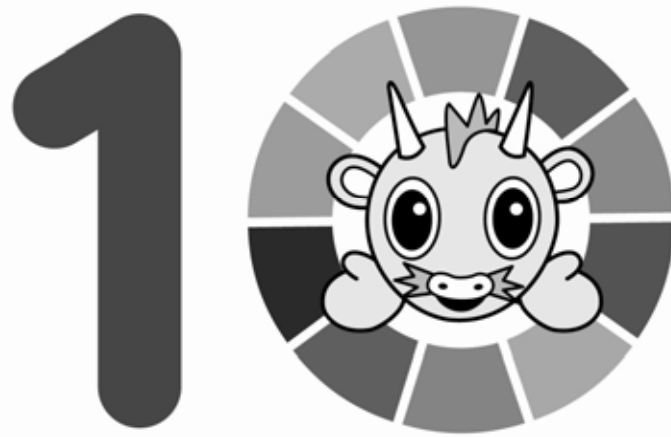
さいたま市 P R キャラクター

つなが竜ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。
ヌウ = nu にはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。



**これまでの10年。
これからの100年。**

SAITAMA CITY 10th ANNIVERSARY